

第4章 住宅政策の目標と施策内容

1. 住宅マスタープランの基本理念

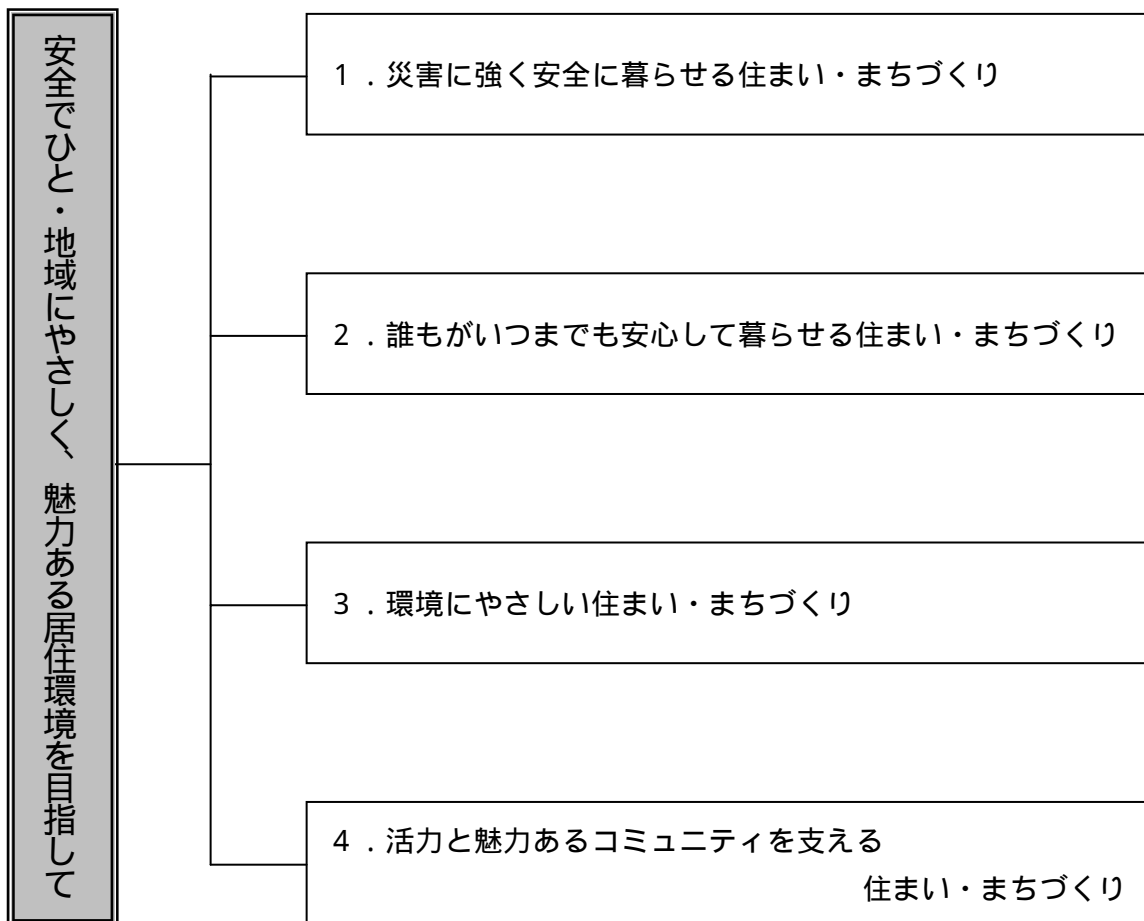
- ・地震や雪害などの災害の頻発、耐震偽装問題による建築業界の信頼失墜から『安全』の確保が急務であること、超高齢社会を目前にして、誰もが安心して生活できる『ひと』にやさしい環境づくりが引き続き必要なこと、環境問題の深刻化から『地域』にやさしい住まいづくりが求められていること、住まいには地域の歴史、文化に醸成された『魅力』が必要なこと、また住宅単体でなく、環境、生活も含む『居住環境』を施策の対象として捉えていこうとする姿勢から、住宅マスタープランの基本理念を

安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して

とし、住宅政策の課題と今後の方向性から、以下の4つの事項を基本的な目標とする。

基本理念

目標



2. 目標と施策内容

<目標1> 災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり

基本方針

- ・ 県民の生命・財産を災害から守り、被災後の復興や生活再建を円滑に進めるためには、生活の本拠、すなわち、居住の最小単位である住宅や建築物ストックの耐震化等が必要不可欠である。なお、住宅を建設あるいは改修する場合は、耐震、防火、耐雪、健康や防犯など各指針をもとに総合的に設計すべきである。
- ・ 市町が作成した地域防災計画の実現のため、計画に位置づけられた避難施設、避難場所、避難経路に面する建築物の耐震性の確保などの建築住宅政策が担当すべき役割を果たす。
- ・ 町会などコミュニティ単位による防災・避難体制、すなわち避難地までの経路の安全性確保、危険建築物の想定、高齢者等災害弱者所在の確認と支援体制などの構築が必要である。
- ・ 被災後の復興、生活再建を円滑に進めるためには、復興事業の計画的実施と建築士も含めた関係者の広域的な連携・協力体制が重要である。
- ・ また、社会問題化した耐震偽装問題などを受け、住宅市場から欠陥住宅を排除し、誰もが安心して良質な住宅を取得あるいは入居できる供給体制を構築することが急務である。

施策構成

<目標1> 災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり

1 災害に強い住宅・建築物の整備のための施策

- (1) 住宅・建築物の防災性能の向上
- (2) 雪に強い住まい・まちづくり
- (3) 健康に配慮した住まいの普及・啓発
- (4) 防犯に配慮した住まいの普及・啓発

2 建築住宅担当部局としての 市町地域防災計画の推進のための施策

- (1) 防災を重視した面的な居住環境整備

3 被災後の体制整備のための施策

- (1) 被災後の広域的な相互協力体制の構築

4 安全な住宅に居住できる体制整備のための施策

- (1) 工事監理・検査体制の徹底
- (2) 住宅の質の向上と欠陥住宅の撲滅
- (3) 住宅相談体制等の充実

施策内容

1 災害に強い住宅・建築物の整備のための施策

(1) 住宅・建築物の防災性能の向上

1) 耐震改修促進計画の作成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)に基づき、建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策等を内容とする「耐震改修促進計画」を作成し、建築物等の総合的な耐震化を図る。

耐震改修促進計画

(目標等)・想定される地震規模・被害状況、耐震化の現状、耐震診断・改修の目標、実施計画

(実施すべき施策) 基本的な取組方針(耐震診断・改修、普及啓発、技術者育成、情報提供等)

支援策の概要(耐震診断・改修に関する事業の概要等)

安心して耐震改修できる環境整備(専門家育成・登録・紹介)

耐震診断・改修マニュアルの作成

地震時に通行を確保すべき道路

(啓発・普及事項) パンフレットの作成・配布事業(地震ハザードマップの作成・公表等)

相談体制の整備・情報提供の充実(セミナー・講習会の開催、相談窓口の設置)

自治会等との連携に関する方針

(勧告・命令事項)・建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項

【参考】：被災前復興計画(三重県大紀町)

・地震等のハザードマップの作成・公表、危険地域からの移住促進など、災害前に防災上の地域の課題を探り、事前に解決することで被害を最小限に抑えようという考え方。阪神大震災で被災後の復興が困難となったことから指摘された。

・大紀町では、昭和19年の東南海地震による津波で64人が死亡し、また今後数十年以内に東南海地震の被害が想定される沿岸部の住宅移転を視野においた計画を策定する。

2) 危険な造成宅地等の改善推進

盛土造成地の変動予測を行い、大地震時に崩落の危険のある区域がある場合には、「造成宅地防災区域」を指定し、災害防止工事への支援など、必要な措置を行うことにより、盛土された宅地等の安全性の確保を図る。

造成宅地の防災対策

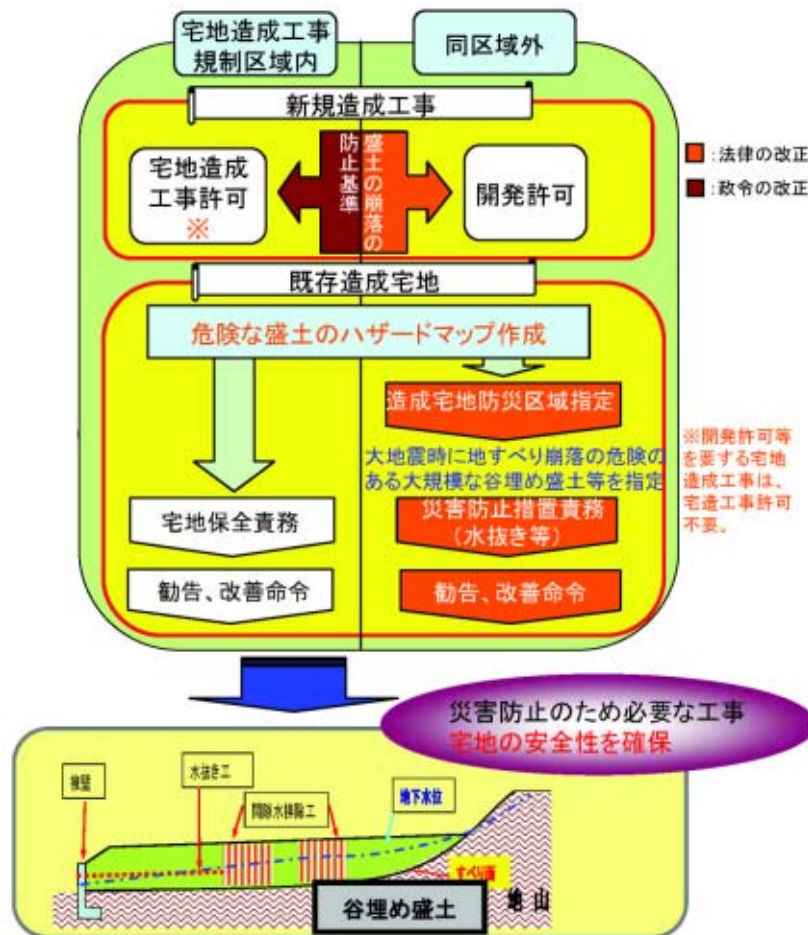


図 4-1 造成宅地の防災対策の枠組み

3) 既存住宅の耐震化促進

市町と連携し、既存住宅の耐震診断、設計費等を補助する「耐震リフォーム事業」を拡充するとともに、建築士向けの講習会による技術者の育成、簡易な耐震診断パンフレットによる県民の耐震への関心高揚により、既存住宅の耐震化を着実に推進する。

市町は、地域防災計画に位置づけられた避難路、避難地、避難施設に隣接する耐震性能の劣る住宅の改修や建替、危険住宅の撤去を、助成制度などを活用し、早急に進める。

市町は、災害時の倒壊により2次災害の発生や避難の妨げとなる恐れがあるブロック塀やよう壁の改修・撤去、生垣化を推進する。

県及び市町は、耐震改修促進法により既存の不特定多数の利用に供する建築物や危険建築物について実態を把握し、国の補助制度を活用し、耐震改修を促進する。

既存住宅の耐震リフォームの推進体制

- ・県及び市町が耐震診断・設計費を補助(改修工事費補助を拡充)
- ・関係団体と協力し、講習会などにより建築技術者を育成・登録
- ・あわせて県民へ普及啓発

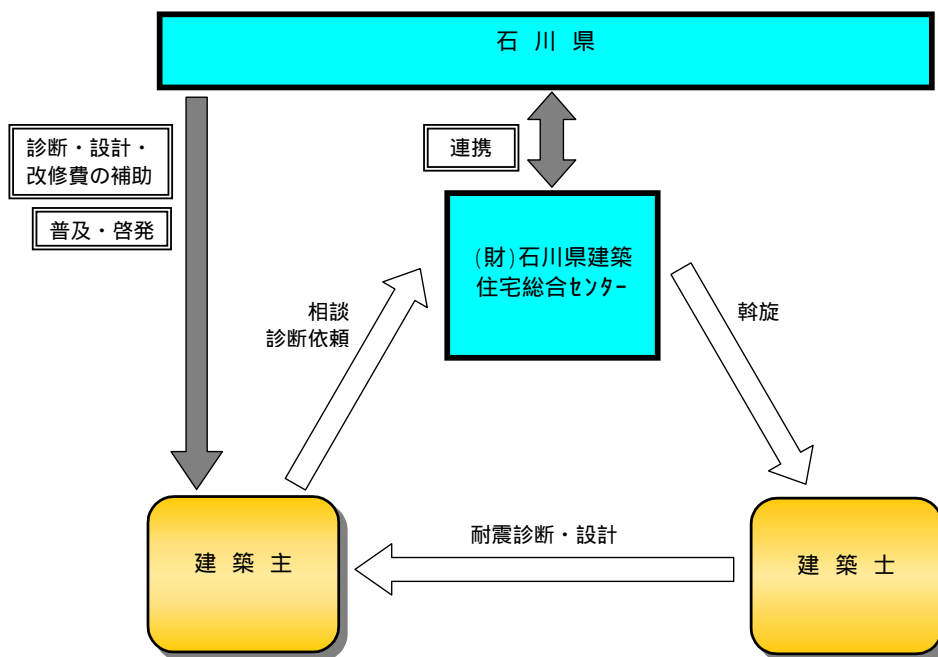


図 4-2 耐震リフォーム事業の枠組み

耐震改修普及パンフレット

- ・簡易な耐震診断パンフレットによる一層の普及啓発

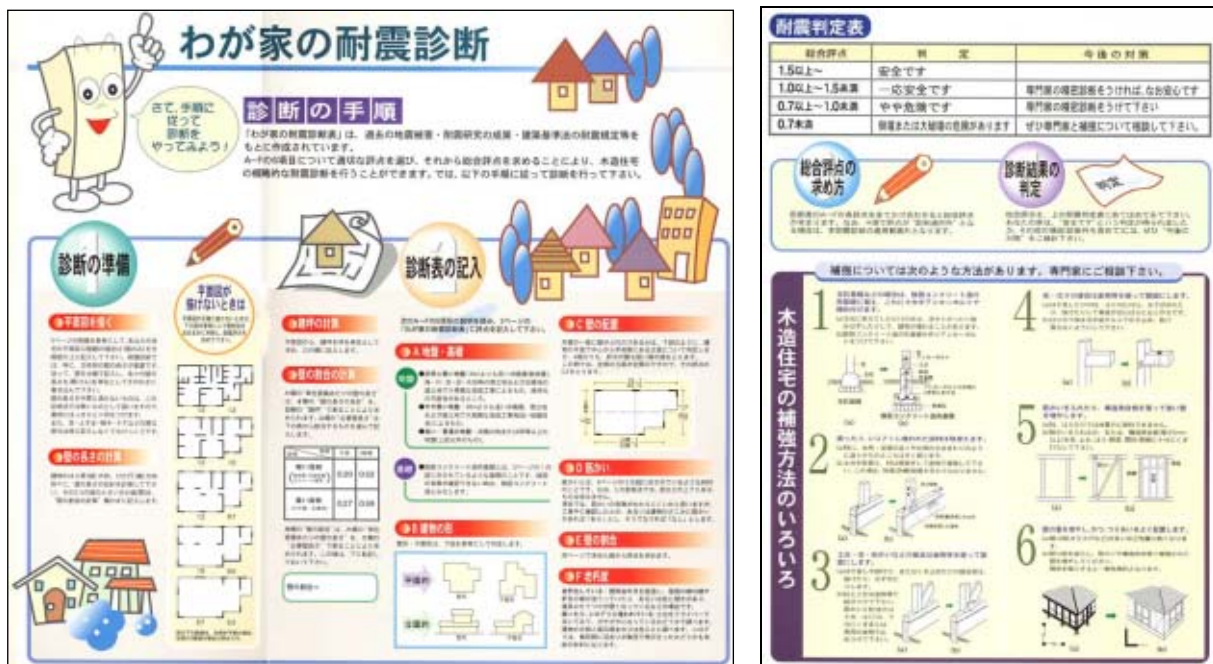


図 4-3 既往の耐震リフォーム事業のパンフレット

【参考】：住宅用防災機器の設置、家具転倒防止に関する啓発(大阪府富田林市、東京都中野区)

- ・災害時の火災を防止する住宅用防災機器を紹介
- ・地震時の家具の転倒防止方法紹介

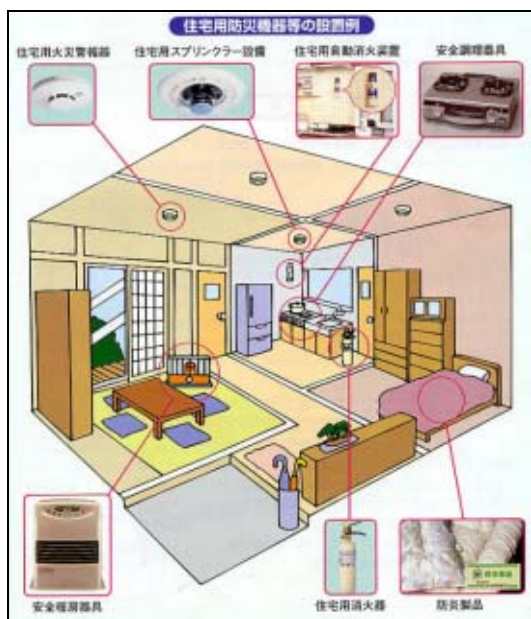


図 4-4 住宅用防災機器の紹介

出典：富田林市消防本部 HP

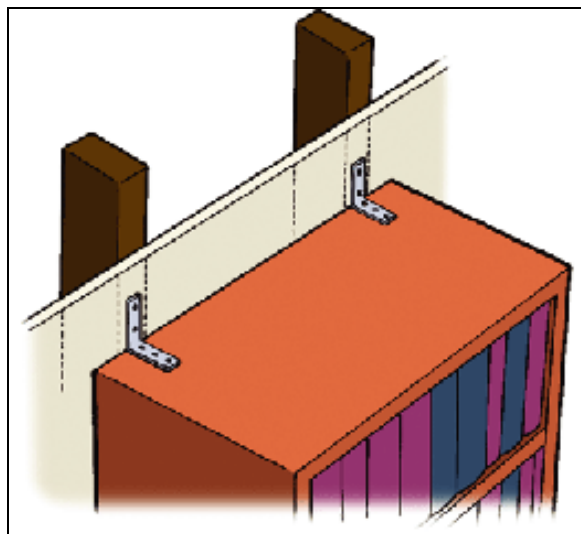


図 4-5 家具の転倒防止方法の紹介

出典：中野区役所 HP

4) 町家・古民家の防災性能の確保

京都などの先進自治体の取組みや研究機関の研究、実験の成果を参考に、伝統構法を継承しつつ再生する設計指針を作成して建築士などに普及し、現行法規に適合した耐震、防火の性能を有する町家、古民家への再生を図る。

【参考】：京町家の改修パンフレット（(財)京都市景観・まちづくりセンター）

- ・京町家の改修や現代生活への対応の方法を紹介するパンフレット
- ・京町家の特徴、改修方法、改善の工夫、改修工事の流れなど、京町家の維持、継承のための情報をきめ細かく解説



図 4-6 パンフレット『なるほど！「京町家の改修」～住みつづけるために～』

5) 建築基準法等による建築物の防災性能の確保

特定行政庁は、建築確認、検査、指導、是正命令などにより建築物の耐震、防火、避難の性能の向上を図るとともに、ホテル、病院、マーケットなど不特定多数の利用に供する建築物については定期調査(検査)報告制度や防災査察の強化により、防火避難施設の適正な管理を徹底する。

定期調査(検査)報告制度(建築基準法)

- (概要) ・建築物の構造や設備等を常時適法な状態に維持するため、管理者等に一定の周期で、それらの状況の報告を義務付ける制度
- (対象建築物等) ・ホテル、マーケット、病院、飲食店、共同住宅、事務所など
・エレベーター、エスカレーター、排煙・換気・非常用照明設備など
- (対象規模) ・ホテルで3階以上、かつ、その用途に供する部分の面積 500 m²超など建築用途により指定
- (報告周期) ・ホテルで毎年、共同住宅で3年毎など建築用途により指定
- (所管行政庁) ・特定行政庁(県、金沢市、七尾市、小松市)
- (事務委託先)：(財)石川県建築住宅総合センター)

(2) 雪に強い住まい・まちづくり

1) 設計指針「雪に強い家づくり・街づくり」の普及啓発

雪に強い住まいづくりの設計指針である「雪に強い家づくり・街づくり」を普及するとともに、白山麓など豪雪地域では高齢化が著しく、雪下ろしが困難なことから、引き続き「屋根融雪化促進事業」により、融雪装置の普及を図る。

設計指針「雪の強い家づくり・街づくり」

・設計指針「雪の強い家づくり・街づくり」の活用により、雪に強い住宅づくり・まちづくりを普及



図 4-7 耐雪住宅設計指針

出典：雪に強い家づくり街づくり

2) 中山間集落の冬季の高齢者居住のあり方の検討

中山間集落の高齢者の安全な居住を確保するため、市町を中心に平野部の市街地に、極力空家や既存の公共施設を活用し、山間部の高齢者向け越冬住宅の供給を検討する。
(なお、春から秋は、例えば交流人口受入施設としても活用可能である)

【参考】：高齢者用冬季共同住宅（新潟県柏崎市(旧高柳町)）

- ・高齢者世帯の雪対策として町の中心部に宅地を造成し、冬季に入居できる共同住宅を整備
- ・利用対象者は町内に居住する 65 歳以上の 1 人暮らし及び夫婦のみ世帯で、冬季の雪処理が困難な人
- ・利用期間は 11 月～4 月で、福祉部局が定期的に訪問、健康状態を確認

(3) 健康に配慮した住まいの普及・啓発

1) 住宅、建築物でのアスベスト対策

公営住宅、福祉施設などの公共施設のアスベストの除却や囲い込み等を実施するとともに、民間建築物のアスベスト対策も国の補助制度を活用しながら、市町と連携して支援する。

「建築基準法」の改正により、建設段階でのアスベストを含有した吹付け材等の使用が禁止されていることから、増改築の場合は既存部分も含め、特定行政庁が建築確認行政でこれを徹底する。

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により、解体段階での分別解体・適正処分が義務づけられていることから、特定行政庁は届出を受けて必要に応じ指導し、また、環境安全部局と合同で抜き打ちの現地パトロールにより、これを徹底する。

2) 建築基準法によるシックハウス対策など

建築基準法により、特定の化学物質の使用禁止、換気扇の取付けを義務付けるとともに、(財)石川県建築住宅総合センター(以下、「住宅センター」という)によるホルムアルデヒド濃度簡易測定器の貸出サービスを引き続き実施し、シックハウス対策を実施する。

自然材料や健康材料の情報提供を行う。

ホルムアルデヒド濃度簡易測定器の貸出サービス(財)石川県建築住宅総合センター)

- ・住宅センターによりホルムアルデヒド濃度簡易測定器の貸出サービスを引き続き実施



図 4-8 ホルムアルデヒド濃度簡易測定器

(4) 防犯に配慮した住まいの普及・啓発

1) 石川県防犯まちづくり条例の指針に基づく犯罪に強い住まい・まちづくりの普及・啓発

石川県防犯まちづくり条例に基づく「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」により、防犯に配慮した住まいの普及・啓発を図る。

石川県防犯まちづくり条例

(目的)・県民の生命、身体、財産に対する犯罪のないまちづくりの推進と安全・安心な社会の実現
(防犯まちづくりのための環境整備に向けた実施項目(住宅政策に関わるものを抜粋))

- ・犯罪の防止に配慮した住宅の普及等
- ・建築主等の努力義務等
- ・共同住宅の建築主の努力義務等
- ・空地又は空家における犯罪防止

(実施項目の内容)

- ・住宅に対する、犯罪の防止に配慮した構造・設備などの努力義務
- ・空家所有者に対する犯罪を防止するための措置(柵の設置、草刈り、出入口の施錠など)を講ずる努力義務

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

(目的)・住宅について、構造及び設備等に関する指針を示し、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図る
(基本的な考え方)

- ・住宅の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項、具体的方策を示す
- ・指針の普及・浸透を通じて住宅の構造、設備等の防犯対策のレベル向上と防犯意識高揚を図る



図 4-9 防犯に配慮した住宅イメージ

2) 空地・空家の維持管理の徹底

市町は町会などとともに、防犯上危険な空家の除去や空地の除草などの所有者等による適切な維持管理の徹底を推進する。

2 建築担当部局としての市町地域防災計画の推進のための施策

(1) 防災を重視した面的な居住環境整備

1) 避難施設の耐震化、バリアフリー化の推進

市町が地域防災計画を早急に策定するよう、建築住宅部局として要請する。
災害時の避難施設となる公共施設のうち老朽化したものや設備が陳腐化したものは適宜、建替や改修を実施し、災害時の拠点施設としての耐震強度と居住性やバリアフリー等の性能を確保する。

2) 避難経路、1次避難地としての小公園などの整備

木造住宅密集市街地などでは、市町が主体となり「街なみ環境整備事業」、「地域住宅交付金」、「まちづくり交付金」、「優良建築物等整備事業」などを活用し、行き止まり道路の解消や細街路の拡幅、共同建替・協調建替の誘導、コミュニティ単位での耐震防火水槽を兼ねた小公園やオープンスペースの整備を推進する。

街なみ環境整備事業

- ・市町村が定めた条例に基づき「まちづくり協定」を結んだ地区において、地区住民の発意を尊重した住宅及び地区施設等の整備を進める自主的なまちづくりを支援する事業

地域住宅交付金

(概要)

- ・公営住宅の建設や面的な居住環境整備など、地域における住宅政策を総合的・計画的に推進することを目的として平成17年度に創設
- ・市町村の自主性・裁量性が向上し、地域の創意工夫を活かした個性あふれる住宅政策が可能
- ・住宅政策に必要な幅広い事業が交付対象

(交付対象事業)

- ・既存の補助対象事業(公営住宅・特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、改良住宅・小規模改良住宅・更新住宅の整備、既設改良住宅の改善、優良建築物等の整備、関連公共施設の整備など)
- ・地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等

(事業例)

- ・民間住宅の耐震改修助成・地域防災施設整備
- ・公営住宅等の駐車場・児童遊園・排水施設等の整備、移転費助成
- ・公営住宅等と周辺道路・緑地・社会福祉施設等の一体的整備
- ・住宅相談・住情報提供
- ・高齢者等居住支援、環境と共生した住まいづくり支援など

まちづくり交付金

(概要)

- ・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質向上と地域経済・社会の活性化を目的として平成16年度に創設
- ・市町村の自主性・裁量性が向上し、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能
- ・まちづくりに必要な幅広い事業が交付対象
- ・県内では平成17年度現在5市4町で実施

(交付対象事業)

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等
- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・地方公共団体独自の提案によるまちづくりに必要な事業等
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

(事業例)

- ・交流施設の新設、アーケード撤去、オープンカフェの社会実験、空き店舗活用調査
- ・避難所の新設、公共施設の耐震改修、防災情報提供システム構築、防災マップの作成
- ・子育てNPOの支援、子育て支援施設の新設、福祉施設の新設
- ・旅館跡地の再整備、歴史的建造物の移築、観光案内所の整備、観光ガイドの育成
- ・ワークショップの開催、まちづくりフォーラムの開催、花のまちづくり活動支援
- ・図書館、博物館などの文教施設の新設、温浴施設の新設、廃屋の解体・撤去

優良建築物等整備事業

- ・市街地の環境整備や、良好な市街地住宅を供給するため、土地の利用の共同化や高度化に役立つ優良な建築物を整備する者に対し補助する国の制度。

3) 避難地に面する危険建築物の撤去

災害時に倒壊するなどして2次災害の要因となる恐れのある、避難地に隣接する老朽建築物については、市町が中心となり撤去または防火、耐震性の高い建築物への建替を推進する。

行き止まり道路の改善や防災施設整備の事例(七尾市(旧中島町)中島地区、金沢市東山)

- ・修復型まちづくりにより、行き止まり道路の改善や防災施設整備を実施
- ・地域の面的な防災性の改善



図 4-10 行き止まり道路の解消(七尾市(旧中島町))



図 4-11 防火水槽を埋設した小公園
(金沢市東山)

3 被災後の体制整備のための施策

(1) 被災後の広域的な相互協力体制の構築

1) 広域的な応急危険度判定の協力体制の構築

中部圏（東海北陸7県、長野県、滋賀県）の災害時の相互派遣協定を継続し、引き続き広域的な緊急時の協力体制を構築する。あわせて、県内の建築士等の派遣体制を充実させる。

応急危険度判定

- ・大地震により被災した直後に建築物の傾きなどを目視により、応急的に余震による倒壊の危険性などを調査・判定

全国被災建築物応急危険度判定協議会

- ・被災後の応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的に平成8年に設立
- ・応急危険度判定の方法や都道府県相互の支援等を調整



図 4-12 応急危険度判定の様子

出典：応急危険度判定協議会 HP

2) 県内外での災害用住宅提供の協力体制の構築

(社)プレファブ建築協会との仮設住宅の資材確保と組立てに関する協定の継続、(社)宅地建物取引業協会との賃貸住宅空家提供に関する協定の締結や北信越の県との公共賃貸住宅提供の協定を締結し、被災者に対する住宅提供体制を構築する。

仮設住宅の建設場所や建設戸数については、予め「応急仮設住宅建設計画」として、各市町地域防災計画に位置づけるように指導を行う。

3) 被災度区分判定に関する協力体制等の構築

中部圏の災害時の相互派遣協定を締結し、広域的な災害後の住宅や建築物の被災度区分判定や住宅復興の相談の協力体制を構築する。あわせて、県内の建築士等の判定能力の向上を図る。

被災度区分判定

- ・ 応急危険度判定の次の段階として、被災建築物の主として構造躯体に関する被災度の把握と、これに基づく継続使用のための復旧の要否を判定

4 安全な住宅に居住できる体制整備のための施策

(1) 工事監理・検査体制の徹底等

1) 施工段階での中間検査の実施等

特定行政庁は、確認審査、完了検査を徹底するとともに、分譲マンション等の施工段階での中間検査を実施し、建築物の安全性を確実に担保する。

2) 建築士法による工事監理の徹底

「建築士法」による建築士事務所の立入検査の強化（年1回から通年、工事監理事務所を中心に実施）大規模な建築物についての詳細な工事監理報告書の提出の義務付け等により、建築士による工事監理の徹底を図る。

(2) 住宅の質の向上と欠陥住宅の撲滅

1) 住宅性能表示制度・住宅性能保証制度の普及

「住宅性能表示制度」（「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（住宅品質確保法））、「住宅性能保証制度」の普及により、新築住宅や中古住宅の住宅性能表示の推進、瑕疵保証の徹底を図る。特に、性能表示制度については、建売住宅に加え、注文住宅での普及を図る。

住宅性能表示制度（住宅品質確保法）

（概要）・住宅の性能をバリアフリー、省エネ、耐震性能などの9つの項目に分け、等級で表示する制度で、H14より既存住宅も対象となった。

（効果）・公的機関が設計審査・現場検査を実施し、客観的な性能として表示される。

・瑕疵によりトラブルが発生した場合に、紛争処理機関を利用できる。

住宅性能保証制度

（概要）・（財）住宅保証機構などによる瑕疵保障制度で、施工業者が倒産した場合でも保証を受けることができる。

（保証期間）構造主要部の瑕疵、雨漏り：10年　その他：2年

2) 老朽分譲マンション建替・耐震改修等の推進

建物老朽度、管理組合の実態を把握し、マンション管理士などによる適正管理や耐震改修促進法による建替、耐震改修の推進を支援する施策を検討する。

【参考】：マンション耐震診断支援事業・マンション耐震改修促進事業（神奈川県横浜市）

- ・昭和56年5月以前に着工した分譲マンションの耐震診断費用に対する助成制度
- ・予備診断は市職員が実施し全額負担、本診断費用は診断費用の1/2以内かつ1住戸あたり3万円を限度
- ・耐震診断の結果、改修が必要と判定されたマンションに対し、調査設計計画費の1/3、耐震改修工事費用の約13.2%（国：6.6%、横浜市：6.6%）を助成

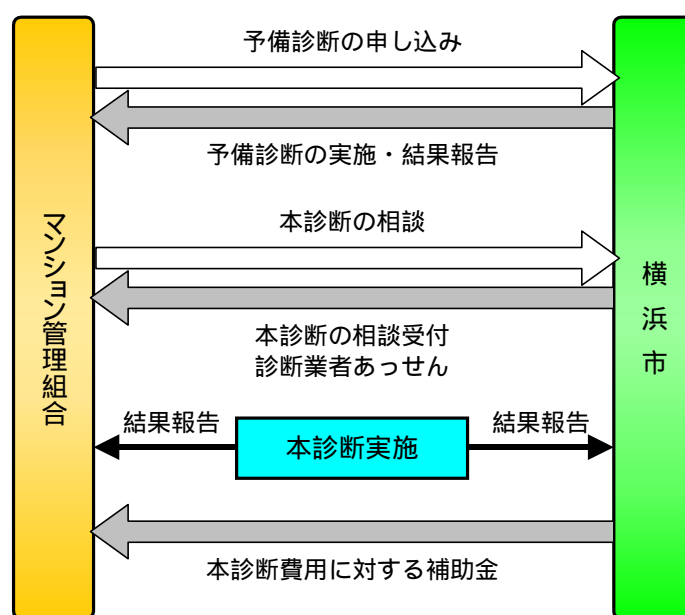


図 4-13 マンション耐震診断支援事業の流れ

(3) 住宅相談体制等の充実

1) 住宅相談体制の充実

設計施工、不動産、法律等各関係機関で構成する「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」(事務局：住宅センター)による住宅相談体制を引き続き運営し、悪徳リフォーム業者問題など悪質なものが増加していることから、特に金沢弁護士会等と連携し、瑕疵責任・債務不履行などの法的相談窓口の充実を図る。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの支援体制(リフォネット)による登録業者の紹介やリフォームに関するトラブルの相談・アドバイスを活用する。

ホームページ等による公的賃貸住宅情報の提供を引き続き行う。

いしかわ住宅相談・住情報ネットワークによる一元的な相談体制

・住情報ネットワークによる一元的な相談体制を引き続き運営



図 4-14 いしかわ住宅相談・住情報ネットワークのイメージ図

<目標2> 誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくり

基本方針

- ・高齢者人口は引き続き増加しており、生活の基本である住宅については、新築時からあるいは改修によるバリアフリー化が不可欠である。
- ・福祉施策との連携により、持家住宅、高齢者向け賃貸住宅から福祉施設まで、高齢者の加齢状況や身体状況等に応じて入居できる連続的な居住施設の整備が必要である。
- ・コミュニティ単位の居住福祉環境、すなわち、高齢者単身等の所在の確認・見守り体制、予防介護のための町内活動や子供とのふれあい参加などの構築が必要である。
- ・誰もが積極的に社会参加できるよう道路、公園や公益的建築物のバリアフリー化や公共交通機関の整備を推進すべきである。

施策構成

<目標2> 誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくり

1 居住福祉環境の構築のための施策

- (1) 住宅のバリアフリー化の推進
- (2) 多様な高齢者向け居住施設の供給
- (3) 福祉部局との連携の推進
- (4) 高齢者・障害者の社会参加を支援する居住環境整備
- (5) 冬季の高齢者向け住宅の供給

2 子育て支援の住まい・まちづくりのための施策

- (1) 公共賃貸住宅での子育て支援
- (2) 民間住宅での子育て支援

3 公的賃貸住宅の提供のための施策

- (1) セーフティネットの的確な供給
- (2) 既存公営住宅ストックの有効活用
- (3) 公営住宅管理の徹底
- (4) 民間賃貸住宅の活用

施策内容

1 居住福祉環境の構築のための施策

(1) 住宅のバリアフリー化の推進

1) 持家の新築時からのバリアフリーの推進

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」(バリアフリー条例)に基づく住宅整備基準の周知により、また「石川県ゆったりマイホーム建設費補助金制度」を活用し、新築時からの段差解消や手すり設置等バリアフリーに配慮した住宅の建設を推進する。引き続き、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」においてバリアフリー設計の相談を受け付ける。「バリアフリー推進工房」と連携してバリアフリー設計、建築設備の研究、開発を進める。

ゆったりマイホーム建設費補助金制度

- (補助対象)・バリアフリー・省エネ・長寿命化について配慮した住宅等
 - ・H17より多子世帯に対する補助を追加
- (補助金額)300千円/戸

バリアフリー改修事例の紹介(石川県建築住宅総合センター)

- ・住宅センターのWebサイトで、バリアフリー改修の事例を紹介
- ・バリアフリー改修のポイントや考え方を平面図や透視図を使って解説



図 4-15 バリアフリー改修のポイント説明

出典：石川県建築住宅総合センターHP

バリアフリー推進工房

- ・健康福祉部所管のリハビリテーションセンターにあり、バリアフリー社会の推進のために1996年4月に発足。福祉機器、住環境、ユニバーサルデザインの情報提供、指導相談、適合評価、研究開発などを行っている。
- ・医師、工業デザイン技術者、作業療法士など各分野の専門家が所属している。

2) バリアフリー住宅改修のための支援の充実

健康福祉部局で、「自立支援型住宅リフォーム資金助成制度」による支援を要介護者を予防するためにも実施し、既存住宅のバリアフリー改修を推進する。

「バリアフリー住宅改修支援事業」により、住宅改修業者の知識、能力の向上を図るとともに、トラブル防止のための専門家派遣体制を継続する。

自立支援型住宅リフォーム資金助成制度

- ・介護を必要とする高齢者や身体障害者が、自宅において安全で快適な生活が営むことができるよう生活の自立を支援するため、住宅を改造（リフォーム）する経費に対して助成を行う制度。

バリアフリー住宅改修支援事業

（目的）

- ・住宅改修業者のバリアフリーに関する知識向上を図り適切な設計・施工の体制を整備し、安心してバリアフリー住宅改修ができる環境づくりを進める

（内容）

- ・介護保険制度の住宅改修に係る給付金や自立支援型住宅リフォーム資金助成制度の補助金を施主に代わって住宅改修業者が受領できる「受領委任制度」を実施
- ・リフォームに係る相談体制の整備

3) 公営住宅のバリアフリー化の推進

今後とも建替や新築される公営住宅は全戸高齢者対応とするとともに、既設住宅については、引き続き高齢者向け改善を実施する。

(2) 多様な高齢者向け居住施設の供給

1) 高齢者居住施設等の整備

市町が中心となり「地域住宅交付金」などを活用し、高齢者の加齢状況に応じて幅広く、連続して選択できる居住施設（グループホームや介護サービス付き高齢者専用賃貸住宅など）を、極力既存施設や民家などを活用して供給し、円滑な住み替えの実現を図る。

県営住宅、市町営住宅のうち、高齢化率が高い団地等においてシルバーハウジング・プロジェクトの推進を図る。

市町は、福祉担当部局や福祉系NPOと連携し、公営住宅や高齢者向け賃貸住宅等への見守りや緊急時対応などのサービスを実施する。

介護サービス付き高齢者専用賃貸住宅の供給の推進

(県の役割)

福祉部局：・特定施設として登録・認定、介護保険給付、情報開示のルールによる入居者の保護

住宅部局：・住宅のバリアフリー化の補助・計画の指導

・住宅事業者と福祉事業者との交流支援、相談、アドバイス

(賃貸住宅には、共用のリビングルームのあるコレクティブハウジングや、福祉施設と合築した住宅など多様な形態が考えられる)

市営住宅におけるシルバーハウジング（輪島市営二勢住宅）

・シルバーハウジングとは、住宅部局がバリアフリー化された緊急通報設備のある住宅を提供し、福祉部局がL S A（ライフサポートアドバイザー）の派遣などのサービスを提供し、高齢単身者などが安心して生活できる公的賃貸住宅を供給する制度

・身体障害者にも対応した36戸のシルバーハウジングを整備

・自立高齢者のためのデイルーム、多世代にわたり利用できる情報ラウンジ、地域集会所を備えた福祉棟「ふれあいプラザ二勢（L S Aが常駐）」を合築



住宅棟



福祉棟「ふれあいプラザ二勢」



デイルーム



緊急通話機



車いす対応キッチン



IHクッキングヒーター



ユニットバス

図 4-16 輪島市営二勢住宅

石川県内での高齢者向け優良賃貸住宅の実績（加賀市（旧山中町）、金沢市）

（概要）

- ・高齢者向け優良賃貸住宅（制度）とは、収入分位 25%以下（地方公共団体の裁量で 40%以下まで可）の高齢単身者・高齢夫婦世帯などを対象に、民間・公社等の新築・既存住宅で一定の基準に適合する住宅を認定し、市場価格以下の比較的低价賃で賃貸する制度

（県内事例）

- ・県内では、「ゆとりライフはるる」、「グリーンソサエティ犀川」の 2 棟が供給
- ・2 棟とも高齢者の生活をサポートする施設やサービスを提供

名称	ゆとりライフ はるる	グリーンソサエティ犀川
所在	加賀市旧山中町(大聖寺川沿い)	金沢市千日町(犀川沿い)
戸数	73 戸	44 戸
併設施設	食堂、娯楽ホール、温泉浴場、 デイサービスセンター、診療室	談話図書館、訪問介護センター、屋上菜園
特徴	・廃業した温泉ホテルを改修 ・全国初の温泉付き施設	・中心市街地の病院と連携した サービスを提供
建物写真		

図 4-17 高齢者向け優良賃貸住宅の実績

2) 高齢者所有住宅等の活用

中心市街地や集落において、高齢者所有住宅、空家を活用することにより次の効果があることから、市町および関係機関と連携し住宅提供、需要の実態を把握し、情報提供、改修支援など必要な施策を検討する。

- ・ 高齢者所有住宅、空家を子育て世帯、Uターン世帯や一時滞在世帯用の住宅として活用できる。
- ・ 規模の大きなものについては、高齢者居住施設や福祉・交流施設などに活用できる。
- ・ 高齢者は住宅資産の売却、賃貸収入を資金として、単身居住にあった住宅や高齢者居住施設に入居できる。

【参考】：福岡県あんしん住替え情報バンク（(財)福岡県建築住宅センター）

- ・ 広すぎて維持管理が大変な住宅に高齢者世帯が住み、比較的狭い賃貸住宅に子育て世帯が住むという住宅と居住ニーズのミスマッチの解消を図るため、高齢者世帯等の住み替えの円滑化と住み替えた後の空き家の有効利用を図るために発足
- ・ 住替え情報バンクでは、高齢者が、住み替え先の情報収集や、住み替え後の持ち家の売却・賃貸等の活用方法について相談ができる窓口も開設



図 4-18 住替えバンクのイメージ

出典：福岡県あんしん住替え情報バンク HP

【参考】：住替え支援センターによる住替え支援制度（(財)日本賃貸住宅協会）

- ・住替え希望のシニア世代に対する、住替え先の賃貸住宅(市街地の賃貸マンションやバリアフリー設備のあるシニア向け住宅等)や福祉施設に関する相談・情報提供
- ・持ち家の活用（賃貸、売却、管理など）に関する相談・情報提供



図 4-19 住替え支援制度の枠組み

出典：(財)日本賃貸住宅管理協会 HP

【参考】：高浜市リバースモーゲージ制度（愛知県高浜市）

- ・土地や建物を担保にして、高齢者の在宅生活に必要な資金の融資を金融機関に斡旋
- ・融資に伴い発生する利息相当額を高浜市が無利子で貸付

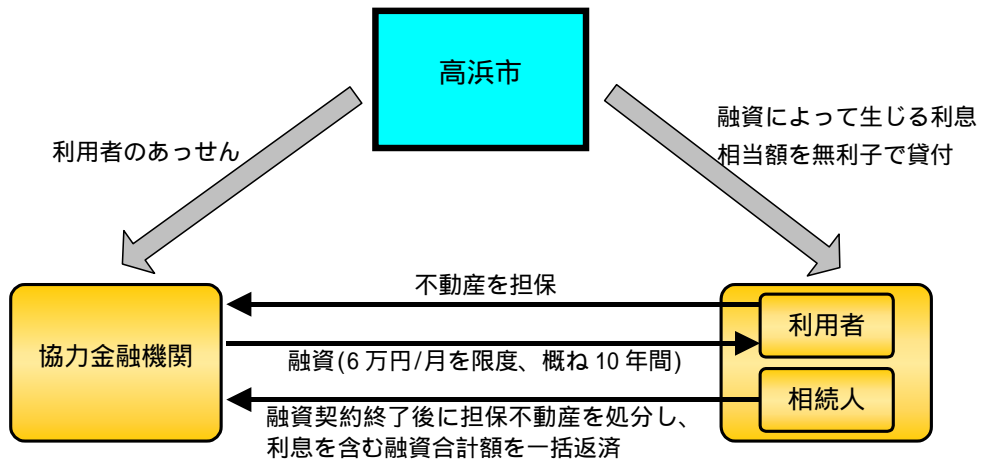


図 4-20 高浜市リバースモーゲージ制度の枠組み

3) 高齢者等が円滑に入居できる賃貸住宅の確保

「高齢者の居住の安定に関する法律」(高齢者居住法)に基づき、住宅センターが提供している高齢者円滑入居賃貸住宅登録情報をより一層高齢者に周知する。
高齢者向け優良賃貸住宅の整備に対する補助制度を市町と連携し、継続する。
「終身建物賃貸借制度」の普及により、高齢者が生涯にわたり安心して居住できる高齢者向けの賃貸住宅を確保する。

高齢者円滑入居賃貸住宅

- ・ 高齢者であることを理由に入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅。
- ・ 石川県では住宅センターが登録担当窓口となっている。

終身建物賃貸借住宅に認可された高齢者向けの賃貸住宅(能美市(旧辰口町))

(概要)

- ・ 終身建物賃貸借制度とは、高齢者が生涯にわたって賃貸住宅を賃貸しようとする際の特別な賃貸借契約制度
- ・ 賃借人が亡くなるまで継続する契約で、原則として賃借人が死亡した際に契約が終了

(事例)

- ・ 全室がバリアフリーに対応した完全個室の高齢者向け賃貸住宅
- ・ 建物内に、コミュニティリビング、共同浴場、ランドリースペース共同施設を整備
- ・ 全国で2事例目の終身建物賃貸借住宅として認可

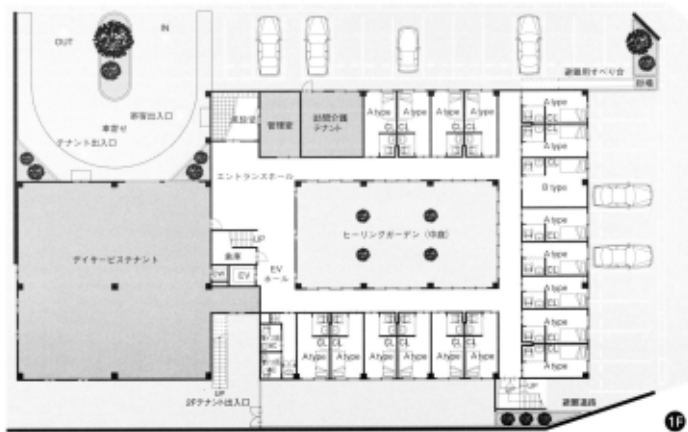


図 4-21 配置図兼1階平面図



図 4-22 コミュニティリビングの様子
出典：Four-Leaf 辰口パンフレット

(3) 福祉部局との連携の推進

1) コミュニティ単位の居住福祉環境の構築

市町が主体となり「地域住宅交付金」などを活用し、地域コミュニティに必要な高齢者の見守り、緊急時対応や介護サービスなどを担う居住福祉環境を構築する。

(4) 高齢者・障害者等が社会参加できる居住環境整備

1) 道路・公園等のバリアフリー整備

チェックリストや障害のある方などからの意見聴取により、道路、公園等のバリアフリー化を徹底する。

2) 快適に行動できる公益的建築物や商店街の整備

「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)やバリアフリー条例により、特定行政庁は新築等の公益的建築物のバリアフリー化の義務付けを徹底するとともに、建築基準法の定期調査(検査)制度と並行して、一定規模以上の公益的建築物のバリアフリー対応の管理状況の報告を義務づける。

県あるいは市町所管の公共建築物についても「バリアフリー推進工房」と連携し、その用途に応じて必要なバリアフリー化を推進する。

「バリアフリーまちづくり総合支援事業」により、市町の行う商店街や既存公益的建築物のバリアフリー改修を支援する。

バリアフリー新法、バリアフリー条例によるバリアフリー化

(概要)

・戸建住宅、倉庫等以外の不特定多数の人が利用する建築物(公益的施設)は整備基準を遵守しなくてはならない。

・公益的施設のうち、一定規模以上のもの(特定公益的施設)は建築時での届出が義務付けられており、届出を受理した特定行政庁は基準遵守を誘導する。

(特定公益的施設：例えば病院はすべて、ホテルは1,000㎡以上のもの)

・特定公益的施設のうち、共同住宅や事務所などを除く1,000㎡以上のものについてはハートビル法により、建築確認対象となり強制力を持って基準遵守が義務付けられる。

(石川県は全国よりも対象・基準を強化)

・対象面積を2,000㎡から1,000㎡に引き下げ

・対象用途に、学校を追加

・整備基準に、ひさしの設置など雪国対策を追加

バリアフリーまちづくり総合支援事業

(概要)

- ・市町や地元団体が実施する街のバリアフリーチェックやバリアフリーまちづくりの推進活動に対し、県が「バリアフリー推進アドバイザー」(専門家、身体障害者)を派遣する。
- ・市町が実施する「バリアフリーまちづくり計画」の策定事業に対して、県が1/2以内を補助する。
- ・市町の実施する民間の公益的建築物のバリアフリー改修への補助事業に対して、県が1/2以内を補助する。(改修事業の1/3以内)



図 4-23 バリアフリーチェック



図 4-24 輪島市駅前商店街のバリアフリー整備計画

3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

「バリアフリー新法」に基づき、企画振興部局で、市町や交通事業者等が連携し、駅、バス停などの交通結節点のバリアフリー化を推進する。

(5) 冬季の高齢者向け住宅の供給

1) 中山間集落の高齢者向け越冬住宅の供給

再掲：<目標1> - 1 - (2) - 2)

2 子育て支援の住まい・まちづくりのための施策

(1) 公共賃貸住宅での子育て支援

1) 公営住宅団地における子育て支援住宅の提供

定期借家制度による子育て世帯の一定期間優先入居を実施する。
在宅で保育を行う家庭の多い地域において、育児サークルや児童の一時預かりを行う育児ママなど、ボランティアの活動拠点となる交流施設を併設した託児機能付きのモデル公営住宅の整備を検討する。

【参考】：広島県営熊野町住宅＋熊野町西部地域健康センター（広島県熊野町）

- ・高齢者向け整備の整った県営住宅、熊野町による福祉施設、住宅供給公社による子育て世帯向け賃貸住宅(特定優良賃貸住宅)の一体的整備
- ・子育てに関する相談、子育て世帯の交流・情報交換の場を提供
- ・福祉施設の併設による世代を越えた交流の場を提供

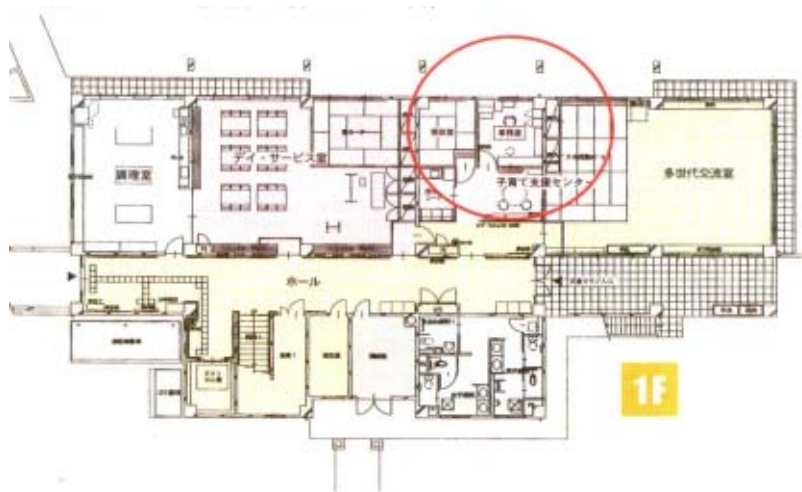


図 4-25 熊野町子育て支援センター平面図



図 4-26 中心市街地の子育て支援施設のイメージ

【参考】：子育て世帯向け町営住宅（広島県安芸津町）

- ・4歳以下の子供の有無を入居条件とした子育て世帯向け町営住宅
- ・高齢者のデイケア、児童の一時預かりを実施する町の福祉施設「ひだまりの家」を併設し、子育て支援の拠点や多世代間の交流の場を提供



図 4-27 子育て世帯向け町営住宅(左)、「ひだまりの家」(右)、生涯学習館(中央)を一体整備

(2) 民間住宅での子育て支援

1) 高齢者所有住宅等の活用

再掲： <目標2> - 1 - (2) - 2)

2) 子育て世帯向け共同住宅の登録・公表

子育て世帯に適した間取りで、敷地内や周辺にプレイロットがあるなど、子育て世帯向けの共同住宅(分譲、賃貸を問わない)を登録・広報する仕組みを関係機関と協力して構築する。一時預かりなどの子育てサービスのある共同住宅の需要を把握し、市町の福祉部局と連携し、必要な施策を検討する。

子育て世帯向け民間共同住宅の登録

- ・子育て世帯に適した共同住宅の登録・広報
- ・条件：
 - ・子育て世帯の入居を拒まない
 - ・敷地内あるいは近接してプレイロット・キッズルームがある
 - ・住戸専用面積が一定以上
 - ・健康建材を使用、防犯上の配慮 等

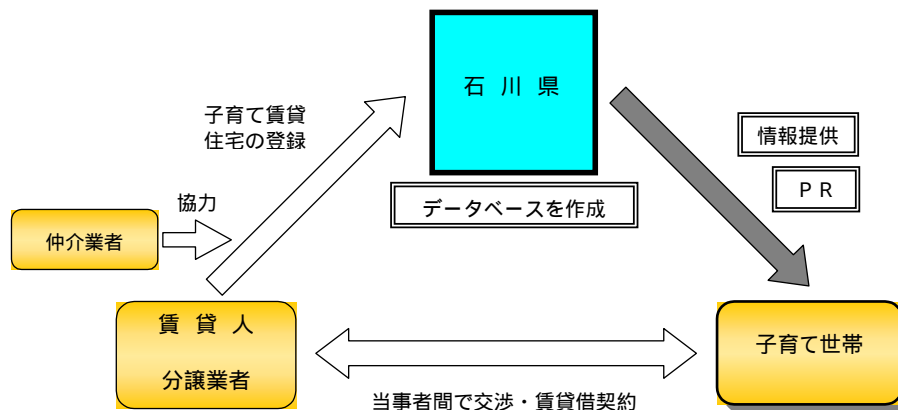


図 4-28 子育て世帯向け民間共同住宅の登録の仕組み

【参考】：こうべ子育て応援マンション認定制度（兵庫県神戸市）

- ・施設、構造面で一定の基準を満たし、子育て応援施設(キッズルーム、プレイロット等)を設け、子育て支援サービスがなされるマンションを「こうべ子育て応援マンション」として認定
- ・子育て支援施設を整備した場合の容積割増の特例
- ・認定マンション居住者等の子育てに係る初動期の活動を支援(3年間)

表 4-1 認定制度の概要

認定の基準	神戸市の支援内容
以下の認定基準を満たす 21 戸以上のマンション	
施設面 <ul style="list-style-type: none"> ・全住戸の住戸専用面積が 37 m²以上で、全体の 2/3 以上が 75 m²以上 ・キッズルーム(40 m²以上)及びプレイロット(70 m²以上) ・住戸内及び共用部分のバリアフリー化 ・エレベーター等における防犯上の配慮 	施設面 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設部分の容積率割増の特例措置
運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談など、事業者が提案した子育て支援サービスの実施 	運営面 <ul style="list-style-type: none"> ・居住者を中心とする自主的な子育てサークル活動の立ち上げ支援 ・初期活動に対する状況提供 ・ボランティア団体の紹介などの支援

3) 多子世帯の良質な持家取得の推進

「石川県ゆったりマイホーム建設費補助金制度」を活用し、多子世帯の良質な持家取得を推進する。

3 公的賃貸住宅の提供のための施策

(1) セーフティネットの的確な供給

1) セーフティネットとしての公共賃貸住宅

高齢者単身や、DV被害者・犯罪被害者・障害者等の多様化する社会的弱者、リストラによる失職者等などに対応するため、セーフティネットとしての公共賃貸住宅を的確に供給する。

多様化する社会的弱者

・DV被害者の保護日数	H13： 539日	H16：782日	(男女共同参画課資料)
・生活保護受給世帯数	H11(月平均)： 2,838世帯	H16(月平均)： 4,116世帯	(障害保健福祉課資料)
・完全失業者数(失業率)	H16.10-12月： 23,000人(3.7%)	H17.10-12月： 24,600人(3.9%)	(労働企画課資料)
・高齢者単身世帯	H10： 19,400世帯	H15：25,400世帯	(住宅・土地統計調査)
・高齢者夫婦のみ世帯	H10： 28,300世帯	H15：36,100世帯	(住宅・土地統計調査)
・母子世帯数	H09： 7,458世帯	H14：9,428世帯	(子ども政策課資料)
・精神障害者数 (入院及び通院者数)	H11： 8,271人	H16：11,260人	(障害保健福祉課資料)

(2) 既設公営住宅ストックの有効活用

1) 建替事業の推進

老朽化した公営住宅は、ストック総合活用計画に基づき計画的に建替事業を進める。建替に際しては、コスト削減などのためPFI(的)手法、コンペ方式、プロポーザル方式の導入を検討する。

例えば、住棟1階部分での賑わい創出施設の整備、福祉施設や託児施設の併設、コミュニティ施設の整備により、周辺地域の活性化に寄与することを検討する。

額・光が丘団地再生マスタープラン

- ・ 公営住宅団地を核として、周辺地域も含めたまちづくりに寄与
- ・ 見守り、配食サービス、送迎サービス、子育て支援、高齢者生きがい支援等の地域活動の拠点となる、小規模多機能交流施設を整備

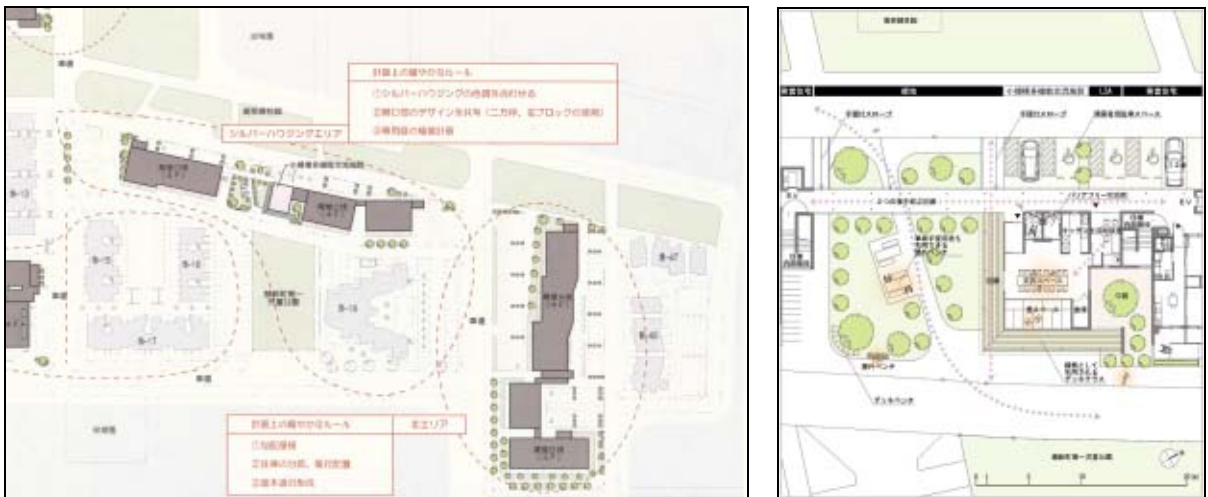


図 4-29 小規模多機能交流施設の整備イメージ

出典：額・光が丘団地再生マスタープラン

2) 住戸改善事業の推進

室構成や設備等が陳腐化した住戸については、構造躯体の耐用年数を勘案し高齢者向けに住戸を改善する。

3) 計画的な修繕の実施

計画修繕を適切に行い、的確な維持・管理に努める。

4) 団地町会を中心とした緑化等の推進

表彰制度や奨励金など公営住宅団地の自治会による、団地の美化、緑化の促進策を検討する。

(3) 公営住宅管理の徹底

1) 家賃滞納解消の徹底

電話等による督促、戸別訪問、悪質滞納者の提訴などにより、家賃滞納解消を引き続き徹底する。

2) 高額所得者の退去の徹底、収入超過者の退去勧告の強化

高額所得者の明渡請求などにより退去を徹底する。
収入超過者の退去勧告を強化する。

3) 入居時の住宅困窮判定の適正化

真に住宅に困窮する世帯が入居できる入居者判定方法を検討する。
中高層階に居住する高齢者の1階への移転など、公営住宅内の住み替えにより、不適切な入居状態を解消する。

(4) 民間賃貸住宅の活用

1) 民間賃貸住宅の借り上げ・家賃補助

中心市街地における高齢者のみ世帯用、農山漁村における不定期居住用など特定の目的のため、市町と連携し民間住宅の借り上げや家賃補助を検討する。

2) 高齢者等が円滑に入居できる賃貸住宅の確保

再掲：<目標2> - 1 - (2) - 3)

【参考】：横浜市民間住宅あんしん入居事業（神奈川県横浜市）

- ・保証人がいないことを理由に入居を断られてしまう高齢者などを対象に「入居支援」と「居住支援」を実施
- ・入居者自身の契約により保証会社が家賃等の滞納保証
- ・低所得世帯などには入居時の保証料を横浜市が一部助成
- ・緊急通報装置など高齢者に対する支援策を行い、自立生活をサポート

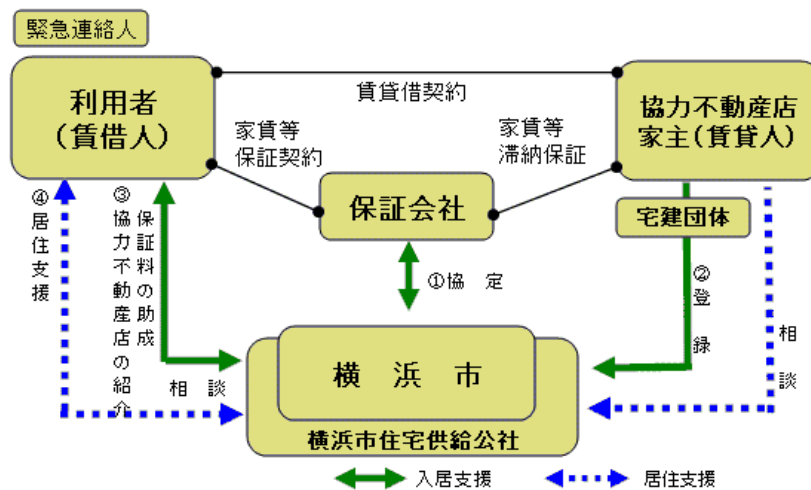


図 4-30 横浜市民間住宅あんしん入居事業の概念図

出典：横浜市 HP

<目標3> 環境にやさしい住まい・まちづくり

基本方針

- ・地球環境問題が深刻化し、京都議定書の発効もあり、住宅供給体制においても長期利用、リユース・リサイクル・省エネの推進を図る。
- ・特に欧米に比べて少ない中古住宅の流通を促進することは、住み替えによる居住水準の改善とともに新築住宅の質の向上や長寿命化につながることから、積極的に対応を検討すべきである。
- ・県土保全につながる森林の整備・保全のために、県産材の活用促進が必要である。

施策体系

<目標3> 環境にやさしい住まい・まちづくり

1 サステナブルな住まいづくりの推進のための施策

- (1) 住宅の長寿命化・リユースの推進
- (2) 住宅のリサイクルの推進
- (3) 住宅の省エネルギー対策の推進

2 県産材の活用推進のための施策

- (1) 住宅における県産材活用の推進

施策内容

1 サステナブルな住まいづくりの推進のための施策

(1) 住宅の長寿命化・リユースの推進

1) 中古住宅の流通推進

「住宅性能表示制度」「住宅性能保証制度」の活用により、中古住宅の性能・品質の適正な表示、瑕疵保証を普及・啓発し、中古住宅の流通推進の一助とする。

中古住宅需要者が中古住宅の性能や品質を自らチェックできるセルフチェックマニュアルを作成するとともに、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」において、中古住宅需要者に対する相談体制の充実を図る。

○空家は中古住宅としての流通が比較的容易に行うことができると考えられることから、まずは賃貸による流通を図るため、貸しやすい仕組みを検討する。

2) 町家・古民家再生活用の推進

「古民家再生活用プロジェクト」として、町家・古民家情報提供ホームページ掲載物件の県内全市町への拡大、町家・古民家再生活用の実例紹介により、県内の古民家情報を充実し、さらにそれらの再生活用を図る。

町家・古民家の公共施設への活用を推進するとともに、市町やNPOが実施する公共施設や商業施設整備において、古民家再生活用を積極的に働きかける。

古民家再生活用プロジェクト

- ・ 賃貸や売却可能な古民家の情報を掲載した HP を公開し、古民家所有者と古民家需要者の橋渡しを目的とした Web サイト
- ・ 石川県の HP では県内市町の HP が一元化され、また古民家再生事例も紹介されている



図 4-31 古民家情報を公開するホームページ

出典：石川県 HP および能登町 HP

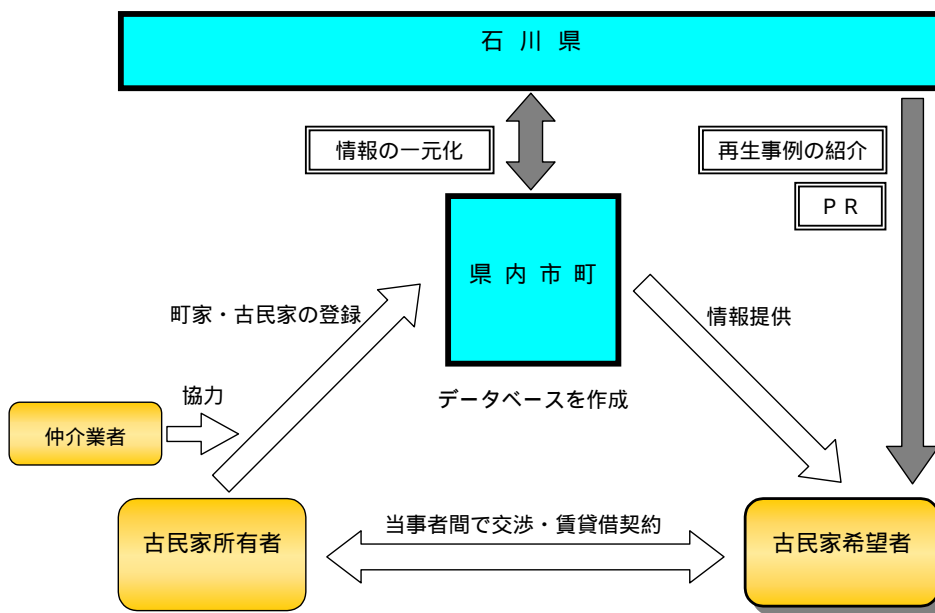


図 4-32 古民家情報ホームページの概念図

3) 適正な住宅リフォームの推進

「リフォーム大賞いしかわ」を5年に1回程度実施し、良質なリフォームの事例を集め、広く県民に紹介する。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの支援体制(リフォネット)による登録業者の紹介やリフォームに関するトラブルの相談・アドバイスを活用し適正なリフォームを推進する。

リフォーム大賞いしかわ

- ・既存住宅の有効活用やバリアフリー改修の普及を目的として実施
- ・古民家再生事例、住宅から医院への転用事例、トイレや浴室のバリアフリー改修など様々なリフォーム事例を広く募集



図 4-33 リフォーム大賞いしかわへの応募事例

4) 持家の新築時からのバリアフリーの推進

再掲： <目標2> - 1 - (1) - 1)

5) 公的賃貸住宅でのスケルトン・インフィルの理念の徹底

今後、建替や新築される公営住宅は「スケルトン・インフィル」を理念として、可変性が高く、長期利用可能な設計とする。

スケルトン・インフィルによる長期利用可能な高耐久住宅の供給

- ・スケルトン・インフィルの理念を導入した長期利用可能な高耐久住宅の供給

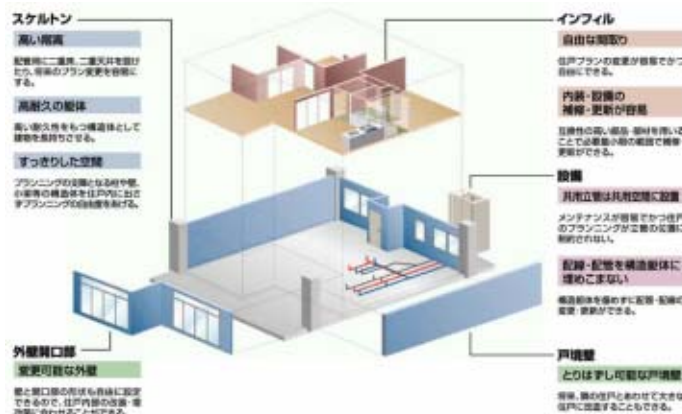


図 4-34 スケルトンインフィル住宅の概念図

出典：国土交通省パンフレット

(2) 住宅のリサイクルの推進

1) 県認定リサイクル製品の使用推進

講習会での認定品の紹介などにより、リサイクル製品の普及を図る。

【参考】：民間事業者による「住宅リサイクル憲章」の宣言(山口県)

- ・住宅分野のリサイクルに対する意識向上ための取組として、民間事業者「住宅リサイクル憲章」の宣言を勧めている
- ・憲章宣言をPRすることで信頼が得られ、発注者に対して分別解体や再資源化を行うことへの理解を求める材料になることが期待される

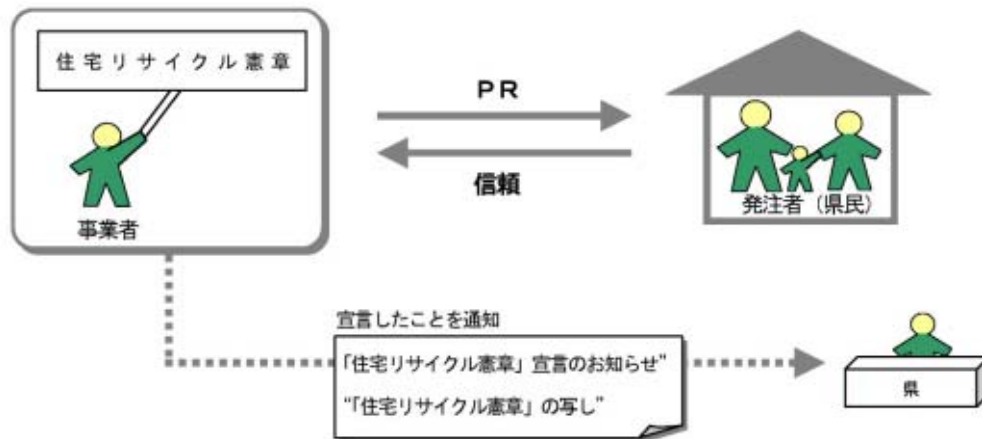


図 4-35 住宅リサイクル憲章に基づく手続きの流れ

出典：山口県 HP

2) 建設廃材の分別回収の徹底

建設リサイクル法により、届出制度の徹底や定期パトロールにより、住宅の分別解体・分別回収を徹底する。

(3) 住宅の省エネルギー対策の徹底

1) 持家の省エネルギー対策の推進

「石川県ゆったりマイホーム建設費補助金制度」の活用などにより、環境負荷に配慮した省エネルギー住宅の普及を図る。

住宅関係団体で構成する「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」などを通して、住宅に対する省エネルギー設備（断熱材、ペアガラス等）、自然エネルギー（ソーラーシステム等）の導入の普及を図る。

2) 公共賃貸住宅での省エネルギーの徹底

今後整備する公営住宅で、省エネルギー（断熱材、ペアガラス等）、自然エネルギー（ソーラーシステム等）の導入を図る。

【参考】：採光や通風に配慮した住宅計画

- ・採光、通風などに配慮し、環境負荷を抑える省エネルギー住宅の普及啓発

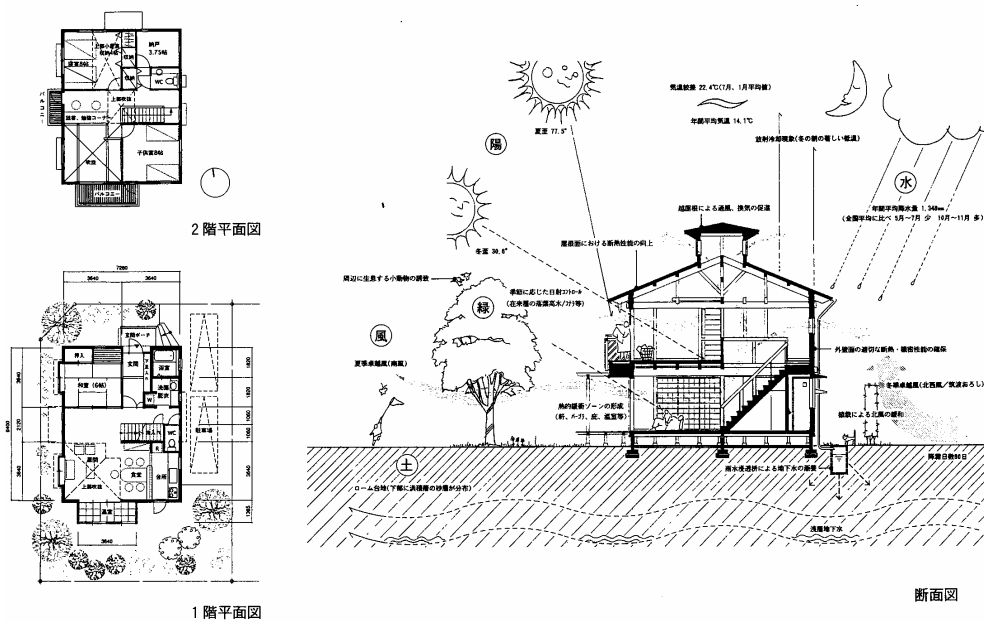


図 4-36 採光や通風に配慮した住宅計画の一例

出典：環境をデザインした住まい 環境共生への取り組み住宅事例集2000

(平成12年10月(財)建築環境省礼拝機構)

2 県産材の活用推進のための施策

(1) 住宅における県産材活用の推進

1) 県産材を活用した住宅建設の推進

森林部局と連携し、「石川県木材利用推進協議会」など、生産者・加工者等の木材関連業者、住宅供給業者、大工・工務店が連携した体制の構築を図り、また、県民に間伐材の活用が森林保全につながり、ひいては環境保全に参加し貢献することになることへの理解を求めつつ、住宅における県産材活用を推進する。

森林部局における「県産材使用住宅取得費補助金」制度を活用し、県民への普及啓発を図るとともに、公共賃貸住宅等での県産材の活用を推進する。

石川県木材利用推進協議会

- ・森林組合連合会、木材組合連合会、木造住宅協会、建築組合連合会等で構成され、住宅建設での県産材活用策を検討する。(加賀地区において木材乾燥設備が増設され、今後さらに木材の安定供給・低価格化を図ることとしている)

県産材使用住宅取得費補助金(森林管理課)

- ・県内の森林から伐採された木材を活用した住宅建築を進めるため、県産木材を活用して住宅を新築し、県産木材の普及啓発に協力する者に対する補助制度。

【参考】：美祢・来福台県営住宅（山口県）

- ・構造材には杉集成材、外装材には杉材を使用し、全木材の約6割に県産材を使用
- ・高性能耐力壁(20倍)や格子状耐力壁(10倍)を採用し構造壁を集約化することで、更新性・可変性の高い間取りを実現
- ・接合部にAKジョイントを用いてコンクリート床を支え、遮音性能・耐火性能を向上



図 4-37 美祢・来福台県営住宅全景(透視図)

出典：山口県 HP

<目標4> 活力と魅力あるコミュニティを支える住まい・まちづくり

基本方針

- ・都市の中心市街地および農山漁村集落などの過疎地域の双方において人口減少、高齢化により活力が低下し、地域コミュニティの維持が難しい状況にあり、それぞれ地域、集落の実情に応じた対策が急務である。
- ・この場合に、コミュニティ単位の防災避難体制、居住福祉や子育て環境に加え通常の施設管理、行事開催やコミュニティビジネスなど、コミュニティ単位での再生が不可欠である。
- ・誇りと愛着の持てる地域づくりのためには、住宅が地域の景観、歴史を形づくる最も基本となる社会資本であることを認識し、各地域の美しい街なみや集落景観の形成、地域住文化の継承が必要である。
- ・また、住宅は本来地域資源として、各地域の素材、構法、地場の大工や職人の手で供給されることが望ましい。

施策体系

<目標4> 活力と魅力あるコミュニティを支える住まい・まちづくり

1 地域コミュニティの再生のための施策

- (1) 衰退する市街地・集落の再生
- (2) 過疎地域の集落再編等によるコミュニティの再生
- (3) ふるさと交流居住の推進

2 美しい街なみや集落景観の保全と創造のための施策

- (1) 地域に根ざした景観形成の推進

3 地域住宅産業の活性化のための施策

- (1) 建築技術者の育成
- (2) 住宅における県産材活用の推進

4 住文化の継承と住まいづくり教育の普及のための施策

- (1) 石川の地域住文化の継承

施策内容

1 地域コミュニティの再生のための施策

(1) 衰退する市街地・集落の再生

1) 修復的な市街地整備

市町が中心となり「街なみ環境整備事業」「地域住宅交付金」「まちづくり交付金」「優良建築物等整備事業」を活用し、地域に根ざし、個々の建築物などの計画的な建替えや修繕を積み重ねる修復的な市街地整備を実施し、中心市街地の再生を図る。

總持寺周辺地区街なみ環境整備事業（輪島市門前町）

- ・14世紀に成立した總持寺を中心に、門前町として発展した地区での修復型まちづくり
- ・古い歴史と文化を醸し出す回遊性の高い道路整備と、その沿道に生活環境施設、公園、緑地、ポケットパークを整備している。また總持寺の表参道にふさわしい街なみとするための土塀整備も行っている。
- ・歴史と文化のまちにふさわしい街なみ形成を目指し、民間建築物に対する修景助成も実施している。



図 4-38 整備方針図



図 4-39 土塀と小公園の整備
(写真上)



図 4-40 民間建築物の修景事例
(写真下)

全体図の出典：『いしかわのまちづくり事業』

2) 高齢者所有住宅等の活用（再掲）

再掲：<目標2> - 1 - (2) - 2)

(中心市街地の空家や高齢者所有住宅を活用することにより、中心市街地のまちの連続性崩壊に歯止めを掛ける)

3) まちなか居住、共同建替や協調建替の推進

市町が中心となり、都市計画部局と連携して「街なみ環境整備事業」「地域住宅交付金」「まちづくり交付金」「優良建築物等整備事業」や市町独自の支援制度を活用し、まちなか居住、共同建替や協調建替により低未利用地の活用、都市機能・街なみの改善・修復、さらにはコンパクトシティの実現を図る。

金沢市まちなか定住促進制度

- ・金沢市中心部における、一戸建て住宅、共同住宅の新築・改築、定期借地権活用による土地活用や住宅団地造成に対する支援・補助制度

表 4-2 制度一覧

住宅タイプ	建築行為の内容	支援・補助制度
一戸建て住宅	改修したい	まちなか住宅リフレッシュ支援事業制度
	新築したい	まちなか住宅建築奨励金制度
共同住宅	隣りと共同で住宅を建替えたい	「まちなか住まい共同計画」の支援制度
	2戸以上の共同住宅を建てたい	まちなか共同住宅建設費補助制度
	マンションを購入したい	まちなかマンション購入奨励制度
	高齢者向け賃貸共同住宅を建てたい	まちなか高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助制度
その他	住宅団地を造成したい	まちなか住宅団地整備補助制度

表 4-3 事業実施事例

まちなか住宅建築奨励金活用例	まちなか特定優良賃貸住宅
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽共同住宅を除却し、まちなか住宅を建築 ・3階建てであるが、下屋を設けて美観に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒い瓦屋根や植栽により周辺の環境に調和した外観 ・繁華街に近いので、買い物やバス利用の便がよい
	

出典：金沢市 HP

【参考】：寝屋川市過密住宅地区整備（大阪府寝屋川市）

- ・木造賃貸住宅の良好な建替えの促進、道路・公園等の地区環境整備を総合的に実施
- ・老朽化した木造賃貸住宅は経営者による共同建替等を促進、生活道路の整備・広場の確保など一体的な環境整備
- ・主要生活道路は、通過交通を引き込まない歩車共存道路とし、緊急車輛や地区内の通行を円滑にするための主要ルートとして整備



図 4-41 老朽木造賃貸住宅(左)と建替後の賃貸住宅(右)



図 4-42 地区内に設けられた公園

(2) 過疎地域の集落再編等によるコミュニティの再生

1) 集落の再編、統合等によるコミュニティの再生

過疎化によりコミュニティの維持が困難となりつつある集落などでは、地域住民の意向等を踏まえた上で、集落の再編、統合、新しいコミュニティとしての再生を検討する。

(3) ふるさと交流居住の推進

1) 多様な居住形態に対応する受け皿づくりの推進

市町が主体となり実施する「いしかわ暮らし促進事業」(企画振興部局)による、いしかわ暮らしのための情報発信事業を行うほか、市町が主体となり「地域住宅交付金」を活用して、定住・2地域居住・週末居住・生活体験など多様な居住形態に応じた古民家の再生、既存公共賃貸住宅の活用による住宅、交流施設などの受け皿づくりを進めるとともに、全国に向けPRする。

(生活相談、人材紹介、仕事斡旋など交流居住者をサポートする体制づくりの構築や生活体験希望者を受け入れる家族の確保も検討する必要がある。)

また、農家民宿関係の諸規制が緩和されたことにより、古民家を活用した農家民宿、交流体験施設等の整備を検討する。

市町が主体となり、特定公共賃貸住宅などの公共賃貸住宅の建設や個人の住宅建設に対する支援により、若者層のUJIターンの受け入れを推進する。

これまでに緩和された農家民宿関係の規制

【旅館業法】

- ・簡易宿所の民宿を開業する場合、33㎡以上の客室面積が必要であったが、33㎡に満たない客室面積であっても、簡易宿所営業の許可を得ることが可能となった。

【消防法】

- ・農家民宿でも通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付けられていたが、地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能となった。

【建築基準法】

- ・客室面積33㎡未満であって容易に避難できる建築物については建築基準法上の「旅館」に該当しないことが明確化した。

【食品衛生法】

- ・施設の規模、食事の内容等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うよう厚生労働省から県へ要請された。

2) 高齢者所有住宅等の活用

再掲：<目標2> - 1 - (2) - 2)

(生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた住宅として活用することにより、交流人口や一時滞在人口の獲得に寄与する。)

2 美しい街なみや集落景観の保全と創造のための施策

(1) 地域に根ざした景観形成の推進

1) 景観法や景観条例に基づく美しい景観形成の推進

景観法、景観条例に基づき、建築関係者や一般県民の意識啓発、建築物等の規制誘導や良好な街なみづくりの支援により、地域に根ざした景観形成に寄与する住宅整備、まちづくりを推進する。

景観形成を推進させるためには、住宅本体の形態、素材、色彩の地域性、周辺環境との調和のみならず、付属する広告物、エアコン等の設備機器や工作物のきめ細かな配慮が求められる。

小松市景観まちづくり基本計画の策定

- ・「美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり条例」に基づき、景観形成基本計画を策定
- ・地区ごとに、景観特性と課題、基本目標、取り組みの方針を提示

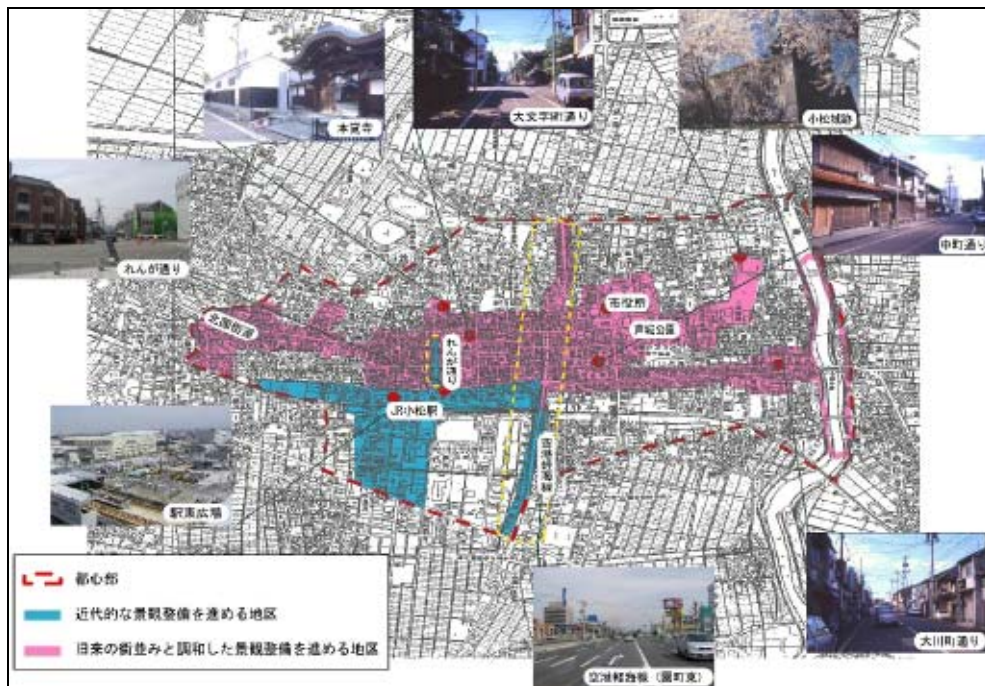


図 4-43 小松市中心部の景観形成方針図

出典：小松市 HP

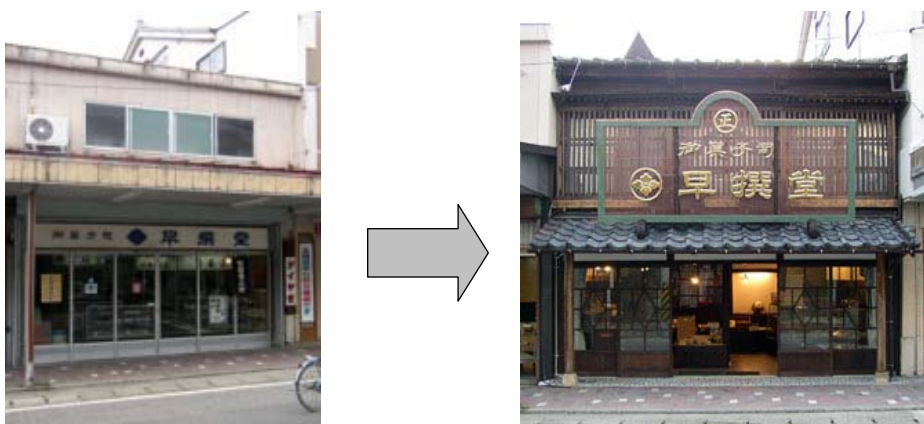
2) 地域景観資源の発掘と保全活用

町家、農家住宅や近代・現代建築をはじめ、火の見櫓など地域の景観資源を発掘し、地域おこしの一助とする。

町家・古民家再生ファンドなど伝統的建物の修理・改修費用を支援する仕組みを検討する。

【参考】：むらかみ町屋再生プロジェクト（新潟県村上市）

- ・市民基金を設立し町屋の外観再生工事費用に補助金を出し、町屋と街なみの再生を図る
- ・補助対象は町屋外観、塀など街なみを構成するもの
- ・補助金額は工事費用の60%で上限80万円



再生前

再生後

図 4-44 町屋の再生事例

出典：むらかみ町屋再生プロジェクト HP

3) 修復的な市街地整備（再掲）

再掲：<目標4> - 1 - (1) - 1)

4) 既往開発済み新市街地における良質な街なみ形成

石川県住宅供給公社分譲の「ニュータウン井上の荘」「白帆台ニュータウン」「末松ガーデンアイル」の3住宅団地での良好な持家住宅の供給と街なみ形成を、引き続き推進する。

ミニ開発、スプロール防止や既成市街地の住環境悪化防止のため地区計画や建築協定等を活用し、秩序ある市街地形成、住宅地形成を誘導する。

3 地域住宅産業の活性化のための施策

(1) 建築技術者の育成

1) 伝統技術の保存

伝統的な在来木造構法の技術の記録や保存を行い、伝統技術の継承を図る。

2) 若手技術者の育成

「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」主催の講習会や実際の現場における経験を通して、若手建築技術者の育成を図る。

いしかわ21世紀住まいづくり協議会

- ・住宅関係22団体から構成され、以下の取り組みを実施している。
 - ・「住文化セミナー」等による県民の住意識の向上
 - ・「ハウジングスクール」等による技術者の意識の向上
 - ・現場研修会等による若手技術者の育成
- (協議会の取り組みをさらに充実させ、上記施策推進の一環とする)

3) 工務店経営の合理化・差別化

「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」により、大工や工務店の経営の近代化、産直住宅の生産組織の育成など大手住宅メーカーとの差別化のための方策を検討する。

(2) 住宅における県産材活用の推進

1) 住宅における県産材活用の推進

再掲：〈目標3〉 - 2 - (1) - 1)

【参考】：宮城県独自の住宅特性を表示した「みやぎ版住宅」(宮城県)

- ・住宅性能表示制度に加え、宮城県独自の住宅特性を表示した住宅
- ・県産材や宮城の工場で作られた建築資材、県内の工務店を活用した住宅の指標を等級化して表示
(みやぎ版住宅特性：3分野4項目)
- ・「みやぎ版住宅」を建設、設計する工務店等の登録・公開

みやぎ版住宅特性	説明
1 地域産材活用	
1-1 地域産木材活用	構造材への地域産木材の活用割合による等級
1-2 宮城県産建築資材活用	工事費に占める宮城県産建築資材の活用割合による等級
2 地元工務店活用	地元工務店の工事費割合による等級
3 価格透明度	品質と仕様・価格の透明度及び第三者評価体制による等級



図 4-45 「みやぎ版住宅」の概要

出典：宮城県パンフレット

2) 地域の建築素材の活用推進

住宅建設等において、珪藻土、石材、陶器、漆器等の伝統工芸品などを積極的に活用するよう、地域建築素材のデータを収集し、普及を推進する。

4 住文化の継承と住まいづくり教育の普及のための施策

(1) 石川の地域住文化の継承

1) 伝統的建築技術、風習・暮らし方、地域遺産などのデータベース化

大工、左官、建具など伝統的な建築技術や、住宅で行われる冠婚葬祭、年中行事、風習などを調査しデータベース化することで、失われつつある建築技術や住文化の記録を保存する。

2) いしかわの住まい100選の作成

気候風土、伝統文化、街なみなど石川の地域性にふさわしい、また優れた性能を有する住宅を選定し「いしかわの住まい100選」を作成して、今後の住宅整備の参考例として広く県民に紹介する。

【参考】：まちなみ住宅100選（（社）住宅生産団体連合会）

- ・既成市街地で「まちなみ」に配慮した住宅の実例に対する表彰制度
- ・Web ページでは、受賞作品の他、住宅を建築する際の、まちなみへの配慮、潤い・楽しさ・美しさを創出する工夫なども紹介されている



図 4-46 まちなみ住宅100選 受賞作品



出典：住宅・すまいWeb

3) 学校教育における住まい・まちづくり学習の導入の検討

小・中・高校の総合的な学習の時間での建築士、職人など専門家による授業の実施や一般授業での住まい・まちづくり教育の実践を検討する。

【参考】：「住まい教育」実践事例の紹介（（社）住宅生産団体連合会）

- ・Web ページで、住まいと環境学習の実践に役立つ、絵本や道具、活動アイデア、そして実際に取り組んだ授業実践事例や授業の内容などを紹介

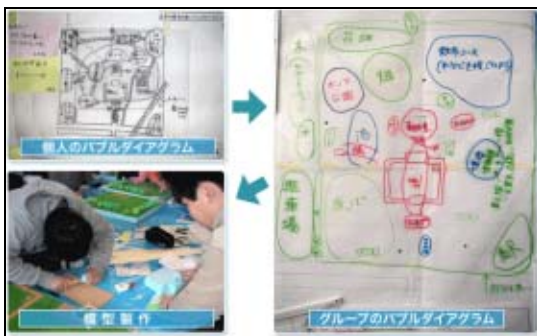


図 4-47 住まい学習の実践事例の紹介



出典：住宅・すまいWeb

4) 講演会などによる社会教育としての県民の意識啓発

住宅センター主催の講演会やシンポジウム等を通して県民の住文化、住まい方に関する意識啓発を図る。

いしかわシティカレッジ等を活用し、石川らしい住文化、住まい方を扱った講座の開講を検討する。

いしかわシティカレッジ(いしかわ大学連携促進協議会)

- ・県内の高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)が相互に連携・協力して、県民にその高等教育を提供し、地域との連携・交流の場となることを目指し、平成 15 年 7 月に設置。

5) 地域の住まい・まちづくりのリーダー育成・NPO活動の支援

県民交流部局や石川県NPO活動支援センターとの連携により、専門知識のあるリーダーの育成やNPO活動の支援体制の強化を図る。

いしかわ地域づくり塾(いしかわ地域振興推進協議会)

- ・地域づくり、まちづくり活動の核となる地域づくり活動リーダー、担い手の育成が目的
- ・講演会、公開講座、少人数のゼミ形式による地域づくり活動の事例紹介、県外研修などの実践的な講座を実施
- ・塾生が企画・運営する地域づくり活動を支援



図 4-48 講座の様子



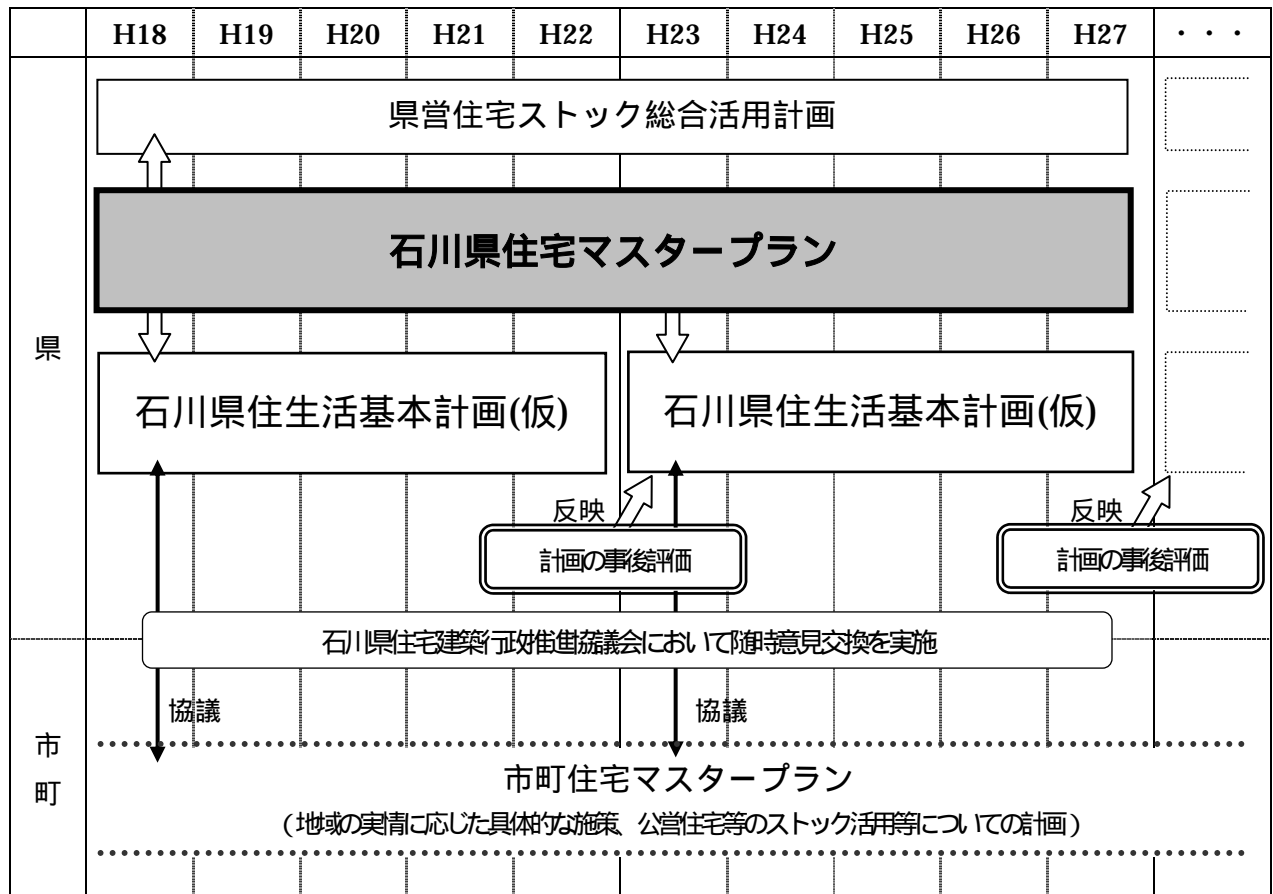
図 4-49 県外研修の様子

石川県NPO活動支援センター





- ・石川県内におけるNPO活動の一層の促進を目的に平成 13 年に開設 NPO 活動やボランティアなどの市民活動を行っている人が交流や情報交換などの場として利用できる。

3. 各施策の実施方針

- ・計画期間中に着実に事業を実施するために、実施主体と計画期間中の実施時期及び連携すべき関係部局課を記載した実施方針を次ページ以降に示す。
- ・建築住宅課はこの方針に従い、必要に応じて関係部局課と連携し、住宅整備や建築規制・誘導などの事業を実施し、市町を指導・支援し、また、関係機関・専門家の協力を受けながら施策の普及啓発をはかる。
- ・なお、進行管理については、本プランに従って「住生活基本法（仮）」に基づく「石川県住宅基本計画（仮）」（耐震化率、バリアフリー化率など数値目標を設定）を作成するが、計画期間終了後に事後評価を実施することとしている。（下図参照）
- ・また、建築住宅課においても、毎年度担当グループを設定し、進捗状況をチェックして、積極的に施策を推進する。



- ・実施すべき施策毎の実施主体、概ねの実施時期、連携すべき関係部局課は次のとおりである。
 なお、住まいづくり・まちづくりに関連のある他部局課所管の長期計画や業務内容について、別にまとめている。(印を参照)

バーチャート 凡例	
	県単独または県・市町の連携で実施する重点施策
	県単独または県・市町の連携で実施する一般施策
	市町が主体となって実施する重点施策
	市町が主体となって実施する一般施策



< 目標 1 > 災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり

1 災害に強い住宅・建築物の整備のための施策

(1) 住宅・建築物の防災性能の向上

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 耐震改修促進計画の作成	消防防災課(1) 営繕課(2) 管財課、教育委員会庶務課など 公共施設管理課 総務課、健康福祉部担当課、商 工労働部担当課など民間施設指 導課			
2) 危険な造成宅地等の改善推進	農業基盤整備課(3) 砂防課(4)			
3) 既存住宅の耐震化促進				
4) 町家・古民家の防災性能の確保				
5) 建築基準法による建築物の 防災性能の確保				

(2) 雪に強い住まい・まちづくり

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 設計指針「雪に強い家づくり・ 街づくり」の普及啓発				
2) 中山間集落の冬季の 高齢者居住のあり方の検討	長寿社会課(5) 中山間地域対策課(6)			

(3)健康に配慮した住まいの普及・啓発

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)住宅、建築物でのアスベスト対策	環境政策課(7) 廃棄物対策課(8)	■		
2)建築基準法によるシックハウス対策など		■	■	■

(4)防犯に配慮した住まいの普及・啓発

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)防犯まちづくり条例の指針に基づく 犯罪に強い住まい・まちづくりの普及・啓発	県民生活課(9)	■	■	■
2)空地・空家の維持管理の徹底の推進		■	■	■

2 住宅担当部局としての市町地域防災計画の推進のための施策

(1) 防災を重視した面的な居住環境整備

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)避難施設の耐震化、 バリアフリー化の推進	消防防災課(1) 営繕課(2) 教育委員会庶務課など避難施設管理課	■	■	■
2)避難経路、1次避難地としての 小公園などの整備	都市計画課(10) 公園緑地課(11)	■	■	■
3)避難地に面する危険建築物の撤去			■	■

3 被災後の体制整備のための施策

(1) 被災後の広域的な相互協力体制の構築

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)広域的な応急危険度判定の 協力体制の構築		■	■	■
2)県内外での災害用住宅提供の 協力体制の構築		■	■	■
3)被災度判定に関する協力体制の構築			■	■

4 安全な住宅に居住できる体制整備のための施策

(1) 工事管理・検査体制の徹底

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 施工段階での中間検査の実施等				
2) 建築士法による工事管理の徹底				

(2) 住宅の質の向上と欠陥住宅の撲滅

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 住宅性能表示制度・ 住宅性能保証制度の普及				
2) 老朽分譲マンション建替・ 耐震改修等の推進				

(3) 住宅相談体制等の充実

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 住宅相談体制の充実	県民生活課(9)			

<目標2> 誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくり

1 居住福祉環境の構築のための施策

(1)住宅のバリアフリー化の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)持家の新築時からの バリアフリーの推進				
2)バリアフリー住宅改修のための 支援の充実	厚生政策課(12) 長寿社会課(5) 障害保健福祉課(13)			
3)公営住宅のバリアフリー化の推進	長寿社会課(5)			

(2)既存ストックを活用した高齢者向け居住施設の供給

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)高齢者居住施設等の整備	長寿社会課(5)			
2)高齢者所有住宅等の活用				
3)高齢者等が円滑に 入居できる賃貸住宅の確保	長寿社会課(5)			

(3)福祉部局との連携の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)コミュニティ単位の居住福祉環境の構築	長寿社会課(5)			

(4)高齡者・障害者の社会参加を支援する居住環境整備

施策項目	関係部局課	実施予定時期			
		前期	中期	後期	
1)道路・公園等のバリアフリー整備	厚生政策課(12)				
	道路建設課(14)				
	道路整備課(15)				
	都市計画課(10)				
	公園緑地課など施設整備担当課				
2)快適に行動できる 公益的施設や商店街の整備	厚生政策課(12)				
	経営支援課(16)				
	都市計画課(10)				
	営繕課(2)				
3)公共交通機関のバリアフリー化の推進	新幹線・交通政策課(17)				
	厚生政策課(12)				

(5)冬季の高齡者向け住宅の供給

施策項目	関係部局課	実施予定時期			
		前期	中期	後期	
1)中山間集落の高齡者向け 越冬住宅の供給【再掲】	長寿社会課(5)				
	中山間地域対策課(6)				

2 子育て支援の住まい・まちづくりのための施策

(1)公共賃貸住宅での子育て支援

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 公営住宅団地における 子育て支援住宅の提供	厚生政策課(12) 子ども政策課(18)			

(2)民間住宅での子育て支援

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)高齢者所有住宅等の活用【再掲】				
2)子育て世帯向け賃貸住宅の登録・公表	厚生政策課(12) 子ども政策課(18)			
3)多子世帯の良質な持家取得の推進	厚生政策課(12)			

3 公的賃貸住宅の提供のための施策

(1)セーフティネットとしての公共賃貸住宅の供給

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)セーフティネットとしての公共賃貸住宅				

(2)既存公営住宅ストックの有効活用

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)建替事業の推進				
2)住戸改善事業の推進				
3)計画的な修繕の実施				
4)団地町会を中心とした緑化等の推進				

(3)公営住宅管理の徹底

施策項目	関係部局課	実施予定時期			
		前期	中期	後期	
1)家賃滞納解消の徹底					
2)高額所得者の退去の徹底、 収入超過者の退去勧告の強化					
3)入居時の住宅困窮判定の適正化					

(4)民間賃貸住宅の活用

施策項目	関係部局課	実施予定時期			
		前期	中期	後期	
1)民間賃貸住宅の借り上げ・家賃補助					
2)高齢者等が円滑に 入居できる賃貸住宅の確保					

< 目標 3 > 環境にやさしい住まい・まちづくり

1 サステナブルな住まいづくりの推進のための施策

(1)住宅の長寿命化・リユースの推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)中古住宅の流通推進				
2)町家・古民家再生活用の推進				
3)適正なリフォームの推進				
4)持家の新築時からの バリアフリーの推進【再掲】				
5)公的賃貸住宅での スケルトン・インフィルの理念の徹底				

(2)住宅のリサイクルの推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)県認定リサイクル材の使用推進	循環型社会推進室(19)			
2)建設廃材の分別回収の徹底	循環型社会推進室(19) 廃棄物対策課(8)			

(3)住宅の省エネルギー対策の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)持家の省エネルギー対策の推進	循環型社会推進室(19)			
2)公共賃貸住宅での省エネルギーの徹底				

2.県産材の活用推進のための施策

(1)住宅における県産材活用の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)県産材を活用した住宅建設の推進	森林管理課(20)			

< 目標 4 > 活力と魅力あるコミュニティを支える住まい・まちづくり

1 地域コミュニティの再生のための施策

(1) 衰退する市街地・集落の再生

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 修復的な市街地整備	都市計画課(10)			
2) 高齢者所有住宅等の活用【再掲】				
3) まちなか居住、共同建替や 協調建替の推進	都市計画課(10)			

(2) 過疎地域の集落再編等によるコミュニティの再生

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 集落の再編、統合等による コミュニティの再生	農村水産政策課(21) 水産課(22) 中山間地域対策課(6)			

(3) ふるさと交流居住の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1) 多様な居住形態に対応する 受け皿づくりの推進	地域振興課(23) 県民交流課(24) 交流政策課(25) 観光推進課(26) 農林水産政策課(21) 水産課(22) 中山間地域対策課(6)			
2) 高齢者所有住宅等の活用【再掲】				

2 美しい街なみや集落景観の保全と創造のための施策

(1)地域に根ざした景観形成の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)景観法や景観条例に基づく 美しい景観形成の推進	景観形成推進室(27)	■	■	■
2)地域景観資源の発掘と保全活用	景観形成推進室(27) 教育委員会文化財課(28)	■	■	■
3)修復的な市街地整備【再掲】			■	■
4)既往開発済み新市街地における 良質な街なみ形成	都市計画課(10)	■	■	■

3 地域住宅産業の活性化のための施策

(1)建築技術者の育成

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)伝統技術の保存		■	■	■
2)若手技術者の育成	労働企画課(29)	■	■	■
3)工務店経営の合理化・差別化			■	■

(2)住宅における県産材活用の推進

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)住宅における県産材活用の推進	森林管理課(20)	■	■	■
2)地域の建築素材の活用推進		■	■	■

4 住文化の継承と住まいづくり教育の普及のための施策

(1)石川の地域住文化の継承

施策項目	関係部局課	実施予定時期		
		前期	中期	後期
1)伝統的建築技術、風習・暮らし方、 地域遺産などのデータベース化				■
2)いしかわの住まい100選の作成			■	
3)学校教育における住まい・ まちづくり学習の導入の検討	教育委員会学校指導課(30)		■	
4)講演会などによる社会教育 としての県民の意識啓発		■	■	
5)地域コミュニティづくりの リーダー育成・NPO活動の支援	地域振興課(23) 県民交流課(24)			■

【参考】住まいづくり・まちづくりに関連のある長期計画や業務内容

(1)

『石川県地域防災計画』(H16 修正): 環境安全部 消防防災課

～一般災害対策編～

<災害に強い県土づくり>

建築物等災害予防

- ・防災上重要な公共建築物の災害予防
- ・老朽危険建築物に対する調査、指導
- ・特殊建築物の検査、指導
- ・不燃性建築物の建築促進
- ・市街地再開発事業等の促進
- ・中高層建築物の防火対策
- ・建築物避難施設対策
- ・地下街の防災対策
- ・指定文化財建築物の災害予防

公共施設災害予防

- ・道路施設(道路、橋梁、隧道)の整備
- ・公園、緑地、緑道などの整備による市街地内の空地確保

地盤災害予防

- ・災害危険区域内における住宅移転事業の促進
(がけ地近接等危険住宅移転事業、防災のための集団移転事業)
- ・宅地造成工事規制区域の指定による安全かつ良好な宅地造成の実施

～事故災害対策編～

<大規模な火事災害対策>

大規模な火事災害に強いまちづくり

- ・公共施設等建築物の耐震・不燃化
- ・空地、緑地等の計画的配置による延焼遮断帯の形成
- ・防火地域、準防火地域の的確な指定

火災発生、被害拡大危険区域の把握

防火思想の普及

自主防災組織の育成強化

消防水利の確保

～震災対策編～

<震災に強い県民の育成>

防災ボランティア環境の整備

- ・被災建築物応急危険度判定士の育成と登録

<震災に備える強い組織体制づくり>

積雪・寒冷対策

- ・屋根雪加重の増大による地震時の家屋倒壊防止のための、住宅の耐震性の確保
- ・積雪期における避難場所、避難路の確保と流雪溝等融雪施設の整備

<災害に強い県土づくり>

建築物等災害予防

- ・耐震性の高い建築物の建築促進
- ・ブロック塀、石塀等倒壊予防対策
- ・家具等転倒防止対策

地盤災害予防

- ・災害危険区域内における住宅移転事業の促進
- ・液状化危険度マップの作成と住民への周知

等

(2)

土木部 営繕課 関連業務内容

- 営繕業務の企画に関すること
- 県有施設長寿命化に関すること
- 県有建築物の営繕工事に関すること（設計・監理等）
- 県営住宅建設工事に関すること
- 県有建築物の評価に関すること

(3)

農林水産部 農業基盤整備課 関連業務内容

- 農地防災
 - ・農地防災週間を設け、県、市町、地元農家が一体となり排水機場、水門、ため池等を年2回点検
 - ・改修が必要な施設や、地すべり対策が必要なものについては農林水産省の各補助事業により整備

(4)

土木部 砂防課 関連業務内容

- < 土砂災害等から県民の生命及び財産を守る（ハード対策） >
 - 砂防事業
 - 地すべり対策事業
 - 急傾斜地崩壊対策事業
 - 雪崩対策事業
- < 土砂災害から県民の生命を守る（ソフト対策） >
 - 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』（H13.4.1）に基づくソフト対策の推進
 - ・土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知
 - ・警戒避難体制の整備
 - ・住宅等の新規立地の抑制
 - ・既存住宅の移転促進
- < 防災意識の高揚（広報・啓発活動） >
 - 白山砂防科学館において防災情報の集中管理及びその発信、砂防に関する広報・啓発を実施

(5)

『石川県長寿社会プラン 2003』(H15.3)：健康福祉部 長寿社会課

< サービスの質と量の充実 >

介護保険施設の整備の充実

- ・圏域別の適正施設配置、入居需要に見合った介護保険施設の計画的整備
- ・介護老人福祉施設では、自立的生活を保障する個室と少人数の家族的な雰囲気与生活できる小規模生活単位型(全室個室ユニットケア型)の施設整備を進める

多様な居住環境の整備

- ・入居需要に見合った養護老人ホームとケアハウスの施設整備
- ・高齢者グループホーム(痴呆対応型共同生活施設)の積極的整備とサービスの質の確保
- ・在宅支援機能としてのデイサービスセンターを併設した高齢者生活福祉センターの拡充整備
- ・福祉施策と住宅施策の連携によるシルバーハウジングの推進や公営住宅のバリアフリー対応
- ・民間の高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び運営の支援

< 高齢者にとって安全で安心なまちづくり >

バリアフリー社会の推進

- ・道路、公園、公共建築物のバリアフリー化による障壁のないまちづくりの推進
- ・商店街のバリアフリー化への支援
- ・民間公益的施設のバリアフリー化の義務付け
- ・バリアフリーまちづくり整備計画や「バリアフリー歩行空間ネットワーク整備計画」等に基づく、面的なバリアフリー整備の推進
- ・高齢者向け公営住宅の整備推進と個人住宅のバリアフリー改修に対する助成等
- ・住宅のバリアフリー改修に関する相談・助言体制の整備

地域見守りネットワークの整備

- ・民生委員の見守り活動による高齢者への安全・安心の確保
- ・郵便局や新聞配達とタイアップした見守り支援体制の重層化
- ・交番・駐在所の活動を通じた高齢者の交通事故や犯罪被害の未然防止

(6)

農林水産部 中山間地域対策課 関連業務内容

中山間地域の活性化対策に関すること

- ・ほ場や集落道など、中山間地域の農業生産環境や生活環境を整備
- ・直売所や体験交流施設など、都市と農村の交流を促進するための施設を整備

< 環境美化、修景、景観形成 >

生活空間の緑化・修景

- ・都市公園等整備事業の推進等
- ・市街地における緑化

地域の良好な景観の保全と創出

- ・都市ルネッサンス石川都心軸整備事業の推進
- ・地域の多彩な地形や歴史を活かした、良好な景観の保全・形成に努める

< 循環資源の再使用、再生利用・熱回収 >

石川県廃棄物再資源化事業促進計画の推進

- ・産業廃棄物の最終処分量をH22年度までにH9年度の1/2にする
- ・建設発生木材は95%以上を再資源化する
- ・建設副産物に係る実態調査実施

石川県廃棄物適正処理指導要綱による適正な処分施設整備の指導

一般廃棄物のリサイクル率の23%以上の実現

< 地域の特性に応じた自然環境の保全 >

里山等の身近な自然環境の保全再生（里山保全再生協定の締結促進と認定・支援等）

< 地球温暖化防止 >

二酸化炭素の排出抑制

- ・太陽光発電、風力発電等新エネルギーの利用拡大のための普及啓発
- ・住宅用太陽光発電システムの設置件数2000台を目指す
- ・住宅への省エネ、新エネ設備の導入（住宅建設時や改築時における省エネ設備（断熱材、ペアガラス等）の導入等）

< 農林水産業における環境保全機能の維持・発揮 >

グリーンツーリズムの推進

- ・H18年度までにグリーンツーリズムインストラクター50人を目指す
 - ・H18年度までにグリーンツーリズムに係る受入施設数300施設を目指す
 - ・利用促進に向けた都市住民への普及啓発活動の実施、情報発信機能の充実
- 森林資源の循環（植林 間伐 伐採 植林）利用の促進
- ・木材需要量における県産材の自給率を40%に高め、植林等を促進

(8)

環境安全部 廃棄物対策課 関連業務内容

循環型社会の形成

- ・現状の技術をもってしても3Rできない廃棄物について、適正な処分を推進
- ・産業廃棄物の不適正処理に対しては、法令及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき厳正に対処

廃棄物等の排出抑制

- ・産業廃棄物の種類ごとの「排出抑制・減量化マニュアル」を策定
- ・産業廃棄物排出実態調査

適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき、産業廃棄物処理施設に係る事前審査、設置許可申請に係る審査、県外からの産業廃棄物の搬入協議等を実施
- ・産業廃棄物処理施設を設置する意欲のある事業者に対し融資

不適正処理の防止

- ・各保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班を配置
- ・市町職員の県職員併任制度による不適正処理事案の早期発見
- ・不適正処理事案の休日・夜間の民間警備会社委託の実施
- ・不法投棄等連絡員設置に関する助成
- ・スカイパトロール、県境における車輛路上検査の実施

(9)

県民文化局 県民生活課 関連業務内容

消費者教育の推進

- ・ラジオスポットによる消費生活情報の発信
- ・電子メール、ハンドブック等による消費生活情報の提供

消費者被害の救済

- ・消費生活支援センターにおける相談、苦情処理、情報提供等
- ・消費生活支援センターで解決困難な消費者苦情のあっせん、調停及び苦情審査会の専門性を活用した県への助言を実施
- 「防犯まちづくり条例」に基づく安全で安心な地域社会づくりの推進
- ・県、県民、自治会等及び事業者で構成する推進協議会を設置
- ・条例及び住宅、道路等、学校等、通学路等の防犯上の指針の普及・啓発を通して県民全体の防犯まちづくりに関する意識を高揚
(「防犯まちづくり県民のつどい」、「草の根防犯座談会」の開催)

<土地利用の方針>

商業・業務施設が多く立地する地域における商業地の配置
工業・流通業務の集積する地域における工業地の配置
良好な居住環境を形成する地域における住宅地の配置
中心市街地などにおける高度利用の推進

- ・無秩序な市街地の拡大の抑制
- ・人口・産業のまちなか回帰と地域コミュニティの維持・再生

地域特性に応じた適正な密度の市街地整備
都心部における中心市街地活性化のための都心居住の推進
過疎化の進む地方部における地域振興と連動した住宅供給
良好な街並み形成と環境にやさしい住宅の建設
中心市街地などの地域拠点における土地の高度利用の推進
地域特性に応じた用途の純化、転換および複合化
木造密集市街地における居住環境の改善
良好な居住環境の維持・創出

- ・空地・空家の増加によるまちなか空洞化への対策
- ・地区計画等を活用した良好な居住環境の維持・創出

市街地内の緑地や風致の維持
良好な自然等の保全と災害の危険性の高い地域における市街化の抑制
無秩序な開発の防止
建築物の適正規模への誘導

<都市施設の方針>

人と環境に優しい交通機関の充実と利用促進
歩行者などを主体とした道路・歩行空間の整備

<市街地開発事業の方針>

都市基盤や建物の再編などによるまちなかの更新
低・未利用地の整備やリニューアルによる居住環境の充実

- ・土地区画整理事業などにより、まちなかの一団の低・未利用地を整備し、まちなか居住を推進
- ・都市機能の複合化、集約化を図り、コンパクトなまちづくりを目指す

<自然的環境の整備又は保全の方針>

市街地内緑地の保全と農地におけるスプロール化の防止
自然災害を軽減・防止する緑地の保全
避難地・避難路や連続した緩衝緑地の整備
市街地内や背景となる緑地の充実・保全

<景観形成の方針>

伝統的都市景観や田園景観の保全・再生
未来に向けた新たな都市景観の創出

- ・後世に誇れ、伝統となるような新たな都市景観の創出
- ・屋外広告物条例により、屋外広告物に関する必要なルールを定め規制誘導を行い、良好な景観形成を進める

日常生活空間における快適な景観づくり

- ・建築物や工作物は計画段階から景観に配慮し、良好な景観を形成し、周辺と調和するように誘導する

<参加と協働の方針>

県民の手による自主的・自立的なまちづくり
民間との連携、民間活力の導入

(11)

土木部 公園緑地課 関連業務内容

< 都市における緑の保全と創出・活用 >

金沢城公園の整備

- ・菱櫓等の復元、石垣修築、内堀の再現、園路・広場等の基盤整備、ライトアップ施設等の整備
 - ・「城と庭の探求講座 金沢城大学」や「ガイドツアー」、四季折々の「もてなし事業」の実施
- 地域の資源を活用した広域公園等の整備

< 県民の緑と花のある暮らしの創造支援 >

(財)いしかわ緑のまち基金と連携し、以下の事業を実施

- ・前庭コンクール「いしかわ緑のまち賞」
- ・緑と花のまちづくり推進委員養成講座
- ・緑化指導者派遣事業
- ・緑と花のまちかど広場づくり助成事業
- ・緑化活動支援事業

< 五感でふれあう都市公園の整備と管理運営 >

公園を環境学習の場としても活用

(12-1)

『いしかわエンゼルプラン 2005』(H17.3)：健康福祉部 厚生政策課

< 地域における子育て支援の充実 >

すべての子育て家庭への支援

- ・ファミリー・サポート・センターの拡充
- ・つどいの広場や地域子育て支援センターの拡充
- 子育て支援のネットワークづくり
- ・子育てサークルや母親クラブ等の子育て支援地域活動を支援
- 子供の健全な育成
- ・指導員の常時複数配置など放課後児童クラブの充実
- ・児童館の拡充

< 子育てを支援する生活環境等の整備 >

良好な住宅、良好な居住環境の確保

- ・県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を拡大
- ・多子世帯の良質な持家住宅の取得を支援
- 安全・安心なまちづくりの推進
- ・安全・安心なまちづくりのための広報啓発活動を推進
- ・バリアフリー化やあんしん歩行エリアの整備を進める
- ・公共施設等における子育てバリアフリー化を推進
- ・子育てバリアフリーマップの作成

(12-2)

プレミアム・パスポート事業：健康福祉部 厚生政策課

未来の石川を担う子どもたちを数多く養育する家庭を社会全体で支えることを目的に、3人以上の子どもを持つ世帯を県内の協賛企業が支援する。協賛企業では、それぞれに割引・特典を設定しており、プレミアム・パスポートを提示することで、割引・特典を受けることができる。

割引・特典の例

- ・全商品 5%引 ・学用品 10%引 ・毎月 19 日（育児の日）は食料品 15%引き
- ・お子様ドリンク 1 杯無料サービス ・3,000 円以上購入で記念品贈呈
- ・来店者抽選で優待券贈呈 ・買物スタンプ 2 倍進呈 ・多子世帯限定商品の販売
- ・住宅新築、リフォーム代金 5%引き

<在宅福祉サービスの充実>

ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスの充実

- ・ホームヘルパーやガイドヘルパーの増員を図る
- ・既存施設の設備面の拡充や新規施設の整備を推進

<施設福祉サービスの充実>

地域に必要な施設の配置

- ・知的障害者のための福祉ホームやグループホームを増設

<バリアフリーのまちづくりの推進>

バリアフリーのものづくり、まちづくり

- ・障害者や高齢者に配慮した公共建築物の整備
- ・不特定多数が利用する建築物や民間建築物に対するバリアフリー対応の指導・助言
- ・建築士、施工技術士、民間事業者等に対するハートビル法及びバリアフリー条例の内容や整備基準の周知
- ・民間施設のバリアフリー化のための改善整備を促進する施策の検討
- ・県庁各部局で行われているバリアフリーまちづくり関連事業の総合調整とバリアフリー推進体制の強化
- ・市町におけるバリアフリー計画の策定の推進とバリアフリー推進アドバイザーの派遣
- 道路、公園、河川等における、ゆとり、くつろぎ、空間整備
- ・各地区における「セイフティ・マイタウン計画」の策定
- ・街路事業、土地区画整理事業と併せた段差解消、幅広歩道整備、歩道消雪設置、無電柱化
- ・高齢者から子供まで誰もが利用しやすい公園緑地整備
- ・障害者や高齢者が利用しやすい公園、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改築

<生活の場の確保>

障害に配慮した住宅（提供、改修）

- ・障害者にとって住みやすい公営住宅への改善
- ・バリアフリー条例で定める「住宅整備基準」の民間住宅への普及
- ・バリアフリー対応のためのリフォーム支援事業の対象拡大・助成制度の充実
- ・バリアフリー対応のための改修事例の情報提供
- ・障害のある高齢者に向けたケア付き住宅（ケアハウス）の整備促進

グループホーム等の確保

- ・グループホーム等の設置目標を掲げ、整備推進
- ・市（町）営住宅の改築の際に、グループホームとして活用できるように、間取りやバリアフリー化などについての配慮を求める協力要請

<防災・防犯対策>

緊急時の情報提供・通信体制

- ・障害者福祉施設の耐震化促進

(14)

土木部 道路建設課 関連業務内容

県土ダブルラダー構想（いしかわ広域交流幹線軸）

- ・南北に長い地理的条件に対応した県土の均衡ある発展を目指し、高規格幹線道路、地域高規格道路、国道、広域交流幹線軸等整備によりの県内南北幹線の複線化と東西幹線の多重化を進め、2本のラダー（梯子）状道路ネットワークを形成

ローカルルールへの推進に向けた取り組み

- ・1.5車線の道路整備
- ・現道活用型道路整備
- ・ほっとあんしん歩行空間整備

(15)

土木部 道路整備課 関連業務内容

災害に強い道づくり

- ・危険度の高い箇所からロックシェッド、落石防護柵、法枠工などを順次施工
- ・道路の消雪装置、雪崩覆工や雪崩防止柵などの対策工事を実施

道路の維持管理

- ・道路パトロールにより、危険箇所の有無の確認や、不法占用などの取り締まりを実施
- ・異常気象時や道路工事、道路災害などの交通規制の情報を道路利用者に提供
- ・道路の舗装補修
- ・街路樹の管理や路肩の除草、路面清掃など、交通の安全と道路環境の保全を実施

交通安全施設の整備

- ・歩道や自転車歩行車道を整備
- ・道路標識などの交通安全施設の整備
- ・「バリアフリー社会推進条例」に基づくバリアフリーの視点に立ち道路環境を改善

緊急輸送道路の耐震補強対策

- ・「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、緊急輸送道路の橋桁の落下防止、橋脚の倒壊等を防止するための耐震補強を実施

(16)

商工労働部 経営支援課 関連業務内容

中小企業の経営支援の企画推進

小規模事業経営支援

商業・流通の振興及び調整に関すること

(17)

企画振興部 新幹線・交通政策課 関連業務内容

交通施策の総合的な企画、調整及び推進

北陸新幹線の建設促進

鉄道整備の促進

高速自動車道の建設促進

生活バス路線及び離島航路の確保

公共交通機関の施設に関するバリアフリー社会の推進

(18)

健康福祉部 子ども政策課 関連業務内容

石川県エンゼルプランの推進及びいしかわ子育て支援財団に関する業務
児童福祉施設に関すること
青少年健全育成に係る地域住民活動の促進

(19)

環境安全部 循環型社会推進室 関連業務内容

循環資源の再使用、再生利用・熱回収
・石川県リサイクル製品の認定
・テレビ・ラジオスポット放送による県民、事業者のリサイクルへの理解と実行の促進
・啓発セミナーの開催

(20)

『21世紀いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン』(H13.10)

：農林水産部 森林管理課

< 森林の循環利用を支える木材産業づくり >

製材部門、流通部門、建築部門の関係者が連携して製品加工・流通の合理化を図る

・プレカット部門との連携強化による製材から住宅建築に至る効率的な流通体制

県産材住宅の供給体制の整備

・森林組合の山元と地域の製材所、設計士、工務店等が連携して県産材を使用した住宅の供給を進める「ふるさとの木の家づくりネットワーク」の組織化を促進することにより、県産材をふんだんに活用した健康住宅や地域資源の循環利用による環境への効果などをセールスポイントとした競争力の高い県産材住宅の供給体制の整備を図る

県産材の利用拡大

・「森と木の復権県民運動」による住宅や住空間への木材利用の普及・啓発

・「県産材活用推進プロジェクト」による公共建築物や公共土木工事への県産材の積極的な活用推進

・「ふるさとの木の家づくりネットワーク」の組織化による、消費者ニーズに合った石川型の家づくりや住宅リフォーム分野での県産材の活用推進

< 森林を守り育てるふるさとづくり >

定住条件の整備

・集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設の整備

・適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持

・山地災害から生命・財産を守る治山事業の推進

・自然、伝統文化などを活かし、若者にとって魅力的で安心して暮らすことのできる生活環境整備

・地域特産品の生産販売振興を図り、所得確保と就業機会創出を図る

都市との交流促進

・森林、農林業体験、農山村体験ができる施設の整備やフィールドの確保

・観光業界との連携による自然、文化などの地域資源を活かしたグリーンツーリズムの推進

・地域の既存資源を活かした独自性の高い、魅力あるグリーンツーリズムの推進

・インターネットの活用による情報発信

(21)

『いしかわの農業・農村・食料アクションプラン』(H12.3)

：農林水産部 農林水産政策課

<総合的な視点に立った中山間地域の活性化>

多様な体験・交流プログラムによる地域の活性化を推進

- ・グリーンツーリズムの定着の促進
 - ・市町を超えた広域連携協議会の設立
 - ・体験・交流メニューの多様化とインターネットによる情報発信
 - ・農林漁業体験民宿を対象とした研修会や専門家派遣と体験民宿の登録制度
- 魅力と個性ある地域づくりのための環境整備の推進
- ・地域住民や都市住民が農村の魅力を見ることができるような豊かな農村環境整備の推進
 - ・地域の生活環境を改善する農村下水道整備の推進

(22)

『石川県新世紀水産振興ビジョン』(H13.3)：農林水産部 水産課

<快適で活力のある漁村地域の創出>

漁港・漁村の整備

- ・漁港生活環境改善対策の推進
 - ・漁村集落排水を7地区完備から19地区完備への推進
 - ・防護・環境・利用が調和した総合的な海岸整備の促進
- グリーン・ツーリズムの推進
- ・やすらぎ・滞在空間やふれあい空間の提供で新たな雇用の創出
 - ・登録漁業体験民宿を60軒に拡大

市町が中心となり実施する下記の定住促進戦略を支援

- ・就業・就農支援
 - ・長期間の職業体験を多様な職種で実施
 - ・就農希望者等を受け入れる農業法人等の設立の促進
- ・U J I ターン者を対象とした住宅の提供・整備
 - ・畑付き住宅や空家・空き農家の斡旋、賃貸住宅等の整備
- ・魅力ある地域づくりの推進
 - ・地域資源を活かした地域主導の地域づくりの推進
 - ・N P O などの自主的活動の促進やネットワーク化の促進
 - ・首都圏等居住者などを対象に田舎暮らし体験を実施
 - ・大学生のインターンシップの受け入れ
- ・新たな事業の展開
 - ・ツーリズム・観光などの分野で実践的に活動する者を育成
 - ・地域での暮らしをサポートするコミュニティビジネスの創出を支援
- ・定住に係る情報の継続的な発信
 - ・首都圏等でU J I ターン相談会を開催
 - ・ホームページ、メール、パンフレット、情報誌への掲載等による定住情報を発信
- ・いしかわ暮らし促進事業（H17～）
（定住人口の増加を図るため、数年で定年を迎える団塊世代等を対象に、石川県内へのU I ターンを推進するため市町等が実施する新たな定住促進施策に対し助成する。対象事業は情報発信事業、情報伝達事業、田舎暮らし体験実施事業、各種団体が実施するU I ターンフェアなどへの参加 等）

地域づくり活動のリーダー育成

- ・いしかわ地域づくり塾
 - ・地域づくり、まちづくり活動の核となる地域づくりリーダー、担い手の育成が目的
 - ・講演会、公開講座、少人数のゼミ形式による地域づくり活動の事例紹介、先進地視察などの実践的な講座を実施
 - ・塾生が企画、運営する地域づくり活動を支援

人材の確保と育成

- ・潜在的な活動参加希望者向けの講座や、NPOと市民・企業・行政が相互理解を深めるためのフォーラムの開催
- ・NPOマネジメント講座の開催
- 活動場所の提供
- ・公共施設における利用時間の延長、活動機材の提供、施設職員に対する研修会の開催
- ・NPO相互の交流や情報の収集・提供などの支援ができる施設の整備を検討
- ・企業においてもNPOに対する活動場所の提供が促進されるよう働きかけ
- 自立した経済基盤の確立
- ・インターネットや情報誌による企業等の資金助成情報の提供
- ・NPOと企業等とのコーディネートなどのシステムの整備
- ・自立につながるような助成制度や融資制度について検討
- 情報を受発信する機会の拡充と能力の向上
- ・NPO活動に関する情報誌の発行、活動事例集の作成
- ・講習会の開催
- ・インターネットを利用した情報提供
- NPOへの理解の向上
- ・NPOが自ら情報を公開することへの支援
- ・シンポジウム、フォーラムの開催
- ・行政職員等に対する意識啓発のための研修やNPO活動を体験する機会の充実
- NPO支援センターの設置(H13.8 設置済)
- ・NPOに関する普及・啓発や地域、分野を超えた全県的、総合的なNPO支援拠点を設置

(25)

『新ほっと石川観光プラン』(H17.3)：観光交流局 交流政策課

<観光地や温泉地の魅力アップと活性化>

既存観光地の魅力の向上
世界に通じる観光資源づくり
景観条例等による景観の保全と創出
環境に配慮した観光の推進
宿泊施設の多様化の促進
個性ある温泉地まちづくり、個性ある温泉施設づくり
健康維持と癒しの温泉地づくり、高齢社会に配慮した温泉地づくり

<まちなか観光の推進>

観光に配慮したまちづくりの推進
まちなか観光への住民参画の促進
観光客のまちなか消費の促進
まちなか行動を支援する情報提供の充実

<イベント・コンベンションの振興>

全国イベントの開催・誘致
魅力あるイベントの創出
コンベンション開催の推進

<観光レクリエーション施設の整備>

美しい農山漁村観光地づくり
豊かな自然観光地づくり
海洋を活用した観光地づくり
水辺空間を活用した観光地づくり

<観光資源の多様な活用>

伝統的な祭りや伝統行事等の活用
歴史資源の発掘と活用
新たな資源の発掘と活用
テーマ性溢れる多様なツーリズムの促進

<参加体験型修学旅行等の誘致>

学校、旅行代理店等との連携
受け入れ体制の拡充
いしかわふるさとづくり

<体験リゾートの振興>

多様な体験プログラムづくり
新たな体験・交流空間の形成

<体験交流ツーリズムの推進>

グリーン・ツーリズムの推進、エコ・ツーリズムの推進

(26)

『石川県グリーン・ツーリズム推進方策』(H14.3)

: 観光交流局 観光推進課

<地域資源の積極的な活用>

地域資源を活用するとともに、更なる魅力の付加に努める

- ・山・里・海の地域性を活かし、相互のネットワーク化を推進
 - ・地域及び個々の資源の知的魅力付け(解説付き、物語化、イメージ化)を推進
 - ・廃校・空き家・空き旅館等を改装し、個性的な交流宿泊施設として活用
- 地域の歴史・文化、伝統等、知的魅力を守り伝える
- ・地域ごとに、若者に伝統等を伝える「ふるさと伝承塾(仮)」の開校

<美しく豊かな自然環境・景観の創造と継承>

美しい景観、動植物の生息環境、きれいな水・空気などを守る

- ・大規模開発の抑制
 - ・美しい環境・景観づくりの推奨とコンテストの実施
 - ・道路縁や荒廃地の草刈り、フラワーロードや道路脇での景観植物の植え付け運動の全県実施
- 地域風土に相応しいインフラ整備に努める
- ・地域の風土・歴史にマッチした相応しいたたずまいの村づくりや施設整備を推進
 - ・不要な構築物(廃屋・看板等)の活用または撤去を推進

(27)

『石川県景観マスタープラン(案)』(検討中・H18 予定)

: 土木部 景観形成推進室

県土の景観形成の方針

方針実現に向けた施策展開のあり方

(28)

教育委員会 文化財課 関連業務内容

文化財の保存と活用(有形・無形文化財、史跡・天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、文化的景観等)

埋蔵文化財発掘調査の促進と公開・活用

(29)

商工労働部 労働企画課 関連業務内容

若年者対策の充実

- ・若年者職場実習の実施
- ・フリーター等に対する就職準備講座の開催
- ・若年者に対する企業実習と一体となった訓練の実施
- ・大学生等合同就職面接会を開催

中高年齢者等の就業支援

- ・中高年齢者職場実習の実施
- ・シルバー人材センター連合会、センター設立の市町への補助
- ・産業技術専門学校、石川障害者職業能力開発校の運営による職業能力開発体制の充実
- ・O A 知識・技能習得等、障害者の職業能力開発の推進

(30)

教育委員会 学校指導課 関連業務内容

教育課程に関すること
総合的な学習の時間に関すること
社会科教育に関すること